

横須賀市社会的養育推進計画

令和7年（2025年）2月

横須賀市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨	1
2. 基本理念	3
3. 計画の位置付け	4
4. 計画期間	4
5. 計画の目標値等設定の考え方	4

第2章 社会的養育を取り巻く環境

1. 社会的養育に係るデータ	6
(1) 総人口および18歳未満人口	6
(2) 出生数、合計特殊出生率	6
(3) 児童虐待相談受付状況	7
(4) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議で対応しているケース数	7
(5) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議におけるサポートチーム会議開催数	8
(6) 一時保護したこども数	8
(7) 施設定員数、里親登録数およびファミリーホーム定員数	9
(8) 児童相談所が措置・委託しているこども数と種別比率	10
(9) 市内の施設、里親、ファミリーホームに措置・委託されているこども数	10
(10) 特別養子縁組関係	11

(11) 措置・委託こども数	12
(12) 里親等委託率	12
2. 社会的養育に関するアンケート	13
(1) アンケート対象	13
(2) 実施方法・期間	13
(3) 主な質問項目	13
(4) アンケート回収結果	14
(5) 主なアンケート結果	15
3. 社会的養育に関するヒアリング	28
(1) ヒアリング対象	28
(2) 実施方法・期間	28
(3) ヒアリング項目と主な意見	29
4. 主なアンケート・ヒアリング結果への対応	34
(1) こども等からのアンケート・ヒアリングより	34
(2) 施設職員、里親、ファミリーホーム職員からのヒアリングより	35
5. 中期計画の検証と後期計画の基礎データ	36
(1) 中期計画の検証	36
(2) 今後の代替養育を必要とするこども数について	37
(3) 里親等委託率、里親等委託こども数の見込み等について	38
(4) 施設等措置こども数の見込みについて	40

第3章 社会的養育推進に関する方向性と取り組み

1. 社会的養育の方向性	41
(1) 里親・ファミリーホーム委託の方向性	42
(2) 施設の方向性	42
(3) 今後の里親等委託率、施設の定員等について	43
2. 社会的養育推進に向けた取り組み	44
取り組みの方向性Ⅰ 虐待の発生予防	49
取り組みの方向性Ⅱ こども主体の生活体制の構築	60
取り組みの方向性Ⅲ 自立支援、アフター・ケア	78
取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実	84

第4章 計画の進行管理等

1. 主な評価指標	91
2. 進行管理	91

資料編

1. 横須賀市児童福祉審議会条例	92
2. 社会的養育推進計画策定検討部会細則	94
3. 社会的養育推進計画策定検討部会委員名簿	95
4. 社会的養育推進計画策定経過	96
5. パブリック・コメント手続の結果概要	97
6. 用語集	98

本計画書の見方

■ 令和7年度以降に新たに取り組む事業については、**新規**と表示しています。

■ 国が策定要領に示している「地域の現状」および「整備すべき見込み量」については、以下のように表示しています。

(例)

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2人	2人		10人/年	3人	4人	5人	7人

地域の現状。
令和5年度は実績、
令和6年度は見込。

令和7～11年度の5年間における見込み量。
この(例)では、5年の間に最大で年間10人を見込んでいます。
本市の計画では、見込み量を達成するための目標値として掲げています。

令和7～11年度における各年度の目標値。
主に、国の策定要領で記載を求められている項目について記載しています。
取り組み内容によっては、記載がないものもあります。

■ 表記に関する定義

本計画書における「施設」「里親」などの表記については、以下の独自の定義に基づいて記載しています。

- ・ **施設** : 児童養護施設、乳児院
- ・ **里親等** : 里親、ファミリーホーム
- ・ **施設等** : 児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（p.13～36のアンケート・ヒアリングに関するページを除く）
- ・ **施設等経験者** : 児童養護施設、里親、ファミリーホームの経験者
- ・ **施設および里親等** : 児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム

以上の定義に当てはまらないものや併記した方がわかりやすくなる場合については、それぞれを個別の項目として列挙しています。

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

(1) 当初計画の策定

横須賀市は、平成27年2月に「横須賀市社会的養護推進計画」を策定し、平成27年度から令和11年度までの15年間を計画期間としました。この計画では、里親やファミリーホームによる養育推進とあわせ、施設の小規模化・地域分散化の推進、そして社会的養育を市民全体で担う風土の醸成を目標に掲げ、取り組んできました。

(2) 児童福祉法等の改正

平成28年の児童福祉法改正では、「こどもが権利の主体」であることが位置付けられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記され、この理念のもと「こどもの最善の利益」を実現することが求められました。また、平成29年の改正では、在宅での養育環境改善のため、司法関与の強化等が図られました。

さらに、令和4年の改正では、こどもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置が講じられました。具体的には、こども家庭センターの設置、子育て世帯訪問支援事業の創設、一時保護施設の環境改善、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、こどもの権利擁護に係る環境整備などが盛り込まれました。

(3) 国が示す方向性

平成29年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」では、こども家庭支援体制の構築、児童相談所改革、一時保護改革、里親への包括的支援体制の構築、施設の高機能化および多機能化・機能転換、特別養子縁組の推進等が示されました。また、里親等委託率について高い数値目標が設定されました。

これらを受けて、国は平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示し、具体的な数値目標と達成期限の設定を求めました。

さらに、令和6年3月には新たな策定要領が示され、令和4年改正児童福祉法の内容を反映した計画策定が求められました。この新たな要領では、整備計画の拡充（里親・

ファミリーホーム数、施設数に加え、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等の自立支援の体制などの整備目標等を明記)、PDCAサイクルの強化、こどもの権利擁護のさらなる強化などが強調されています。

(4) 新たな横須賀市社会的“養育”推進計画の策定

今回、横須賀市は前回策定した「横須賀市社会的“養育”推進計画」を見直し、新たな計画として策定します。本計画では、こどもとその家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実を目指します。

また、本計画では適切な指標を設定し、毎年度の自己点検・評価を実施するとともに、その結果を児童福祉審議会等に報告し、PDCAサイクルを強化します。

計画期間は令和7年度から令和11年度までとし、社会的養育の体制整備に関する全体的な視点を持ちつつ、横須賀市の実情に即した効果的な取り組みを推進していきます。

2. 基本理念

本市は「誰も一人にさせないまち」という理念の実現を目指します。この理念のもと、改正児童福祉法の3つの基本原則「こどもの最善の利益の実現」「こどもが権利の主体」「家庭養育優先」を踏まえ、社会的養育の充実に取り組みます。

児童相談所を設置する中核市として、本市の特性を活かし、虐待予防対策から自立支援まで、地域に根ざした切れ目のない支援を展開します。これにより、全てのこどもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進し、こどもの権利が尊重されるまちづくりを進めます。

《イメージ図》



3. 計画の位置付け

横須賀子ども未来プラン（子ども・子育て支援法に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画ほか）と整合性を図りながら取り組みを進めていきます。

4. 計画期間

本計画は、平成27年2月に策定した「横須賀市社会的養護推進計画」を引き継ぐものです。この15年間の計画は、前期（平成27年度から令和元年度）、中期（令和2年度から令和6年度）、後期（令和7年度から令和11年度）の3期に分けて構成されています。

本計画は、この後期計画にあたり、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

5. 計画の目標値等設定の考え方

本計画では、「家庭養育優先原則」に基づき、里親・ファミリーホームへの委託を推進します。

本市の現状を踏まえ、計画期間終了となる令和11年度の里親等委託率を50%と設定しますが、国は3歳未満および3歳以上就学前は75%、学齢期以降は50%という目標を示しており、本市としてもさらなる里親登録数の増加と稼働率の向上等に取り組むことで、国の目標値の達成を目指します。

この目標達成に向けて、里親制度の充実を図ります。里親の専門性向上や支援体制の強化に取り組むとともに、里親登録数を増やすための取り組みにも引き続き注力します。あわせて、ファミリーホームの設置を促進し、家庭的養護の受け皿を拡充します。

一方で、こども一人ひとりの特性を十分に見極め、最適な養育環境を提供することも重要です。社会的養護の中心を担ってきた施設については、特別な支援を要するこどもを養育するニーズがある現状も踏まえ、小規模化を図りつつ、これまで培ってきた組織力と専門性をさらに高め、維持・発展させていきます。施設の特性や強みを活かしながら、段階的に体制の再構築を進めるとともに、地域における家庭支援の役割を担う

ことも検討し、その機能の拡充を図ります。

本計画に基づく各種施策の推進にあたっては、施設、里親、ファミリーホーム、行政の各部門等の関係者間の緊密な連携が不可欠です。「こどもの最善の利益の実現」を常に念頭に置き、バランスの取れた体制づくりを目指します。

これらの取り組みを進める中で、社会情勢の変化や新たな課題に対して迅速かつ適切に対応することが求められます。そのため、国や県内の児童相談所設置区市の動向等を踏まえつつ、必要に応じて計画に掲げた目標値等の見直しを含めて柔軟に対応し、こどもたちの最善の利益の実現に向けて取り組みます。

第2章 社会的養育を取り巻く環境

1. 社会的養育に係るデータ

(1) 総人口および18歳未満人口

本市の総人口、18歳未満人口のいずれにおいても、減少傾向が続いています。

図表 2-1 本市の人口推移

(単位 人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総人口	418,621	415,862	412,310	409,891	406,207	402,260	398,508	394,507	389,993	385,485
18歳未満 人口	62,243	61,091	59,919	58,785	57,264	55,701	54,326	52,655	50,930	49,298
0歳～ 2歳	8,583	8,288	8,173	8,003	7,694	7,246	6,945	6,430	6,133	5,750
3歳～ 5歳	9,475	9,274	9,092	8,797	8,520	8,386	8,167	7,815	7,309	7,036
6歳～ 17歳	44,185	43,529	42,654	41,985	41,050	40,069	39,214	38,410	37,488	36,512

住民基本台帳登録人口（各年度4月1日現在）

(2) 出生数、合計特殊出生率¹⁾

出生数は、令和3年度に2,000人を下回り、その後も減少傾向が続いています。
また、横須賀市の合計特殊出生率は、全国と比べると約1割下回っています。

図表 2-2 出生数、合計特殊出生率推移

(単位 人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
出生数 (横須賀市)	2,025	1,809	1,824	
合計特殊出生率 (横須賀市)	1.18	1.07	1.12	
合計特殊出生率 (全国)	1.33	1.30	1.26	1.20

横須賀市衛生年報、厚生労働省人口動態統計月報年計（概数）の概況

¹⁾ その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数

(3) 児童虐待相談受付状況

児童虐待に係る相談件数は、過去10年間においては増減を繰り返しながら、令和4年度がピークとなっています。

図表2-3 児童虐待相談受付件数推移

(単位 回)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童相談所	616	572	635	611	719	762	636	790	877	872
こども家庭支援課 地域健康課	47	71	84	75	96	162	156	147	168	60
合計	663	643	719	686	815	924	792	937	1,045	932

児童相談所の数は横須賀市児童相談所事業概要

こども家庭支援課 地域健康課の数は「福祉行政報告例」報告数

(令和元年度から4年度については、「福祉行政報告例」の対象に未就園児等全戸訪問事業対象児を含む)

(4) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議²⁾で対応している ケース数

対応ケース数は、令和2年度から令和5年度の4年間で平均357件となっており、毎年度300件から400件の間で推移しています。

図表2-4 対応ケース数推移

(単位 件)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
対応ケース数	321	396	360	351

²⁾ 児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」に位置付けしている本市の会議

(5) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議におけるサポートチーム会議³⁾開催数

開催数は、一時減少した時期はありますが、増加傾向にあり、令和5年度は10年間で約1.5倍となっています。

図表 2 - 5 サポートチーム会議開催件数推移

(単位 回)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開催数	167	156	183	217	229	215	162	193	232	255

横須賀市児童相談所事業概要

(6) 一時保護したこども数

一時保護をしたこども数については、平成30年以降徐々に減少がみられましたが、令和4年度に過去最多の人数となっています。

図表 2 - 6 一時保護件数推移

(単位 人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人数	178	187	236	208	239	232	199	178	253	244
延人数	7,158	8,451	9,139	6,811	6,260	7,816	7,276	9,278	12,464	11,042
1日当たり 人数 ⁴⁾	19.6	23.1	25.0	18.7	17.2	21.4	19.9	25.4	34.1	30.3
1人当たり 日数 ⁵⁾	40.2	45.2	38.7	32.7	26.2	33.6	36.6	52.1	49.3	45.3

横須賀市児童相談所事業概要

³⁾ 個別の支援対象となるこども等に関する具体的な支援策を検討する場

⁴⁾ 延人数 / 365

⁵⁾ 延人数 / 実人数

(7) 施設定員数、里親登録数およびファミリーホーム定員数

横須賀市には、児童養護施設が2施設、乳児院が1施設、ファミリーホームが3事業所あります。

ファミリーホームについては、平成23年度に2事業所目を設置以降、設置数に変動はありませんでしたが、令和2年度に新たに1事業所を設置しました。

里親については、年々登録数が増加し、平成26年度からの10年間で2倍となりました。

図表2-7 代替養育供給量（施設定員数、里親登録数およびファミリーホーム定員数）

（単位 人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童養護 施設定員 ⁶⁾	120	120	118	115	111	107	107	102	102	98
乳児院定員	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
里親登録数	20	20	25	27	29	33	35	37	38	40
ファミリー ホーム定員	12	12	12	12	12	12	18	18	18	18

⁶⁾ 前年度等の実績により算定した入所者数が児童養護施設の定員に満たない場合は、暫定的に定員を減らして設定。

（暫定定員）

(8) 児童相談所が措置・委託しているこども数⁷⁾と種別比率

本市の児童相談所が措置・委託しているこどもの数と種別比率について、令和2年度から令和5年度の平均値では、児童養護施設が75人で全体の約60%、乳児院が10人で全体の約8%、里親が23人で全体の約18%、ファミリーホームが16人で全体の約13%となっています。

図表 2-8 措置・委託しているこども数と種別比率の推移

(単位：人、%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		平均値 (令和2～5年度)	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
児童養護施設	76	60.8	72	59.5	72	59.5	80	62.0	75	60.5
乳児院	13	10.4	7	5.8	10	8.3	10	7.8	10	8.1
里親	19	15.2	27	22.3	23	19.0	23	17.8	23	18.5
ファミリーホーム	17	13.6	15	12.4	16	13.2	16	12.4	16	12.9

横須賀市児童相談所事業概要(年度末の人数)

(9) 市内の施設、里親、ファミリーホームに措置・委託されているこども数⁸⁾

市内の施設、里親、ファミリーホームに措置・委託されているこども数は、児童養護施設が約70人、乳児院は一時減少した年もありましたが約10人、里親が約20人、ファミリーホームが約16人と横ばいで推移しています。

図表 2-9 市内の施設、里親、ファミリーホームに措置・委託されているこども数の推移

(単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童養護施設	72	74	75	72
乳児院	9	5	9	10
里親	19	24	20	23
ファミリーホーム	17	16	16	16

(年度末の人数)

⁷⁾ 市外の施設、里親、ファミリーホームに措置・委託しているこどもを含む

⁸⁾ 市外から措置・委託されているこどもを含む

(10) 特別養子縁組関係

本市は民間あっせん団体との協働により、特別養子縁組成立に向けた取り組みを推進しています。現在、養子縁組里親は4組の登録があり、令和5年度に特別養子縁組が2件成立しています。

図表 2 - 1 0 特別養子縁組の状況

(単位 人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特別養子縁組成立数	0	0	0	2
養子縁組里親登録数	4	5	4	4

横須賀市児童相談所事業概要

(11) 措置・委託こども数

措置・委託こども数について、過去10年においては、平成27年度をピークに徐々に減少し、直近5年間ではおおよそ120人から130人で推移しています。

図表2-11 措置・委託こども数の推移

(単位 人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童養護 施設	118	114	111	96	98	89	76	72	72	80
乳児院	13	17	15	17	15	12	13	7	10	10
施設養護数 ①	131	131	126	113	113	101	89	79	82	90
里親	17	19	16	18	21	19	19	27	23	23
ファミリー ホーム	12	11	12	13	13	12	17	15	16	16
家庭養護数 ②	29	30	28	31	34	31	36	42	39	39
代替養育数 ①+②	160	161	154	144	147	132	125	121	121	129
児童自立 支援施設	5	2	1	0	1	2	2	2	2	4
自立援助 ホーム	0	1	2	1	3	1	1	3	3	1

横須賀市児童相談所事業概要（年度末の人数）

(12) 里親等委託率⁹⁾

里親等委託率については、段階的に上昇し、直近3年間では30%台まで伸びました。

図表2-12 里親等委託率推移

(単位 %)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
里親等 委託率	18.1	18.6	18.2	21.5	23.1	23.5	28.8	34.7	32.2	30.2

横須賀市児童相談所事業概要（年度末の人数から計算）

⁹⁾ (里親+ファミリーホーム) / 代替養育数

2. 社会的養育に関するアンケート

今回の計画策定では「こどもの権利擁護の推進」の観点が重要であることから、当事者であるこどもの声を最大限反映させるため、以下のとおりアンケートを行いました。

■ p.13～36 のアンケート・ヒアリングに関するページでは、「施設等」の表記について、以下の定義に基づいて記載しています。

- **施設等**：児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

(1) アンケート対象

- ①児童養護施設、里親・ファミリーホーム、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で生活をしている小学校4年生以上のこども（令和6年3月1日時点）
- ②以前に児童養護施設、里親・ファミリーホームで生活をしたことがある者（以下「施設等経験者」と記載します。）

(2) 実施方法・期間

- 現在、施設等、里親・ファミリーホームで生活しているこどもには、施設等、里親・ファミリーホーム経由でアンケートを配付し、記入した後に封をしてもらい、施設等、里親・ファミリーホーム経由で返送してもらいました。また、市へ直接提出することも可としました。
- 施設等経験者には、児童養護施設、里親・ファミリーホーム経由でアンケートを送付してもらい、施設等経験者から直接市へ返送してもらいました。
- アンケートの提出は、任意の旨を明記しました。
- 期間は令和6年3月1日（金）から3月22日（金）までとしました。

(3) 主な質問項目

- ①施設等、里親・ファミリーホームでの生活について
- ②現在生活している環境と異なる生活について（施設等で生活しているこどもには里親・ファミリーホームについて、里親・ファミリーホームで生活しているこどもには施設等について）

- ③児童相談所について
- ④一時保護所について
- ⑤進学について
- ⑥自立支援コーディネーターについて
- ⑦意見表明等支援事業について
- ⑧意見表明の仕組みについて
- ⑨自由意見について

(4) アンケート回収結果

図表 2-13 アンケート配布数および回収結果について

区分	年齢	配付数	回収数	回収率
施設等で生活している子ども	小学4年生から中学3年生 (障害児入所施設に入所している子どもについては小学4年生から高校3年生)	44	41	93.2%
	高校生	26	13	50.0%
	計	70	54	77.1%
里親・ファミリーホームで生活している子ども	小学4年生から中学3年生	19	10	52.6%
	高校生	8	6	75.0%
	計	27	16	59.3%
施設等経験者	18歳以上	65	21	32.3%
合計		162	91	56.2%

(5) 主なアンケート結果

アンケート結果については、対象数が少ないこと、また、自由記入が多かったことから、一部考察を加えています。

①施設等、里親・ファミリーホームでの生活について

施設等で生活しているこどもの約6割、里親・ファミリーホームで生活しているこどもの全てが、社会的養育の中で安心して生活できていると答えました。特に里親・ファミリーホームで生活しているこどもは、里親・ファミリーホームの職員によく話を聞いてもらえると感じている割合も高い結果となりました。

施設等への要望については、ルールを緩くしてほしいという内容が多く、次いでお小遣いを増やしてほしい、話を聞いてほしいという希望がありました。プライバシーを守ってほしいという意見も見られました。里親・ファミリーホームで生活しているこどもについては、具体的な要望はありませんでした。

図表 2-14 安心して生活できる

選択項目	施設等 (回答人数 5 4 人)	里親・ファミリーホーム (回答人数 1 6 人)
とても思う	12 (22.2%)	13 (81.3%)
少し思う	19 (35.2%)	3 (18.7%)
どちらでもない	9 (16.7%)	0 (0.0%)
あまり思わない	9 (16.7%)	0 (0.0%)
思わない	5 (9.2%)	0 (0.0%)
合 計	54 (100%)	16 (100%)

図表2-15 施設等やファミリーホームの職員さん・里親さんに話を聴いてもらえる

選択項目	施設等 (回答人数54人)	里親・ファミリーホーム (回答人数16人)
とても思う	16 (29.6%)	10 (62.5%)
少し思う	19 (35.2%)	6 (37.5%)
どちらでもない	12 (22.2%)	0 (0.0%)
あまり思わない	5 (9.3%)	0 (0.0%)
思わない	2 (3.7%)	0 (0.0%)
合計	54 (100%)	16 (100%)

図表2-16 施設等の生活の中で、こうしてほしい、あったらよいと思うこと

(自由記述)

主な記述内容	施設等 (回答人数33人)	里親・ファミリーホーム (回答人数1人)
ルールを緩くしてほしい	5	0
お小遣いを増やしてほしい	5	0
きちんと話を聞いてほしい	4	0
外出時間や帰園時間を延ばしてほしい	4	0
プライバシーを守ってほしい	2	0
部屋に勝手に入らないでほしい	2	0
そのほか	30	1

②現在生活している環境と異なる生活について

(施設等で生活しているこどもには里親・ファミリーホームについて、里親・ファミリーホームで生活しているこどもには施設等について)

- ・施設等で生活しているこどもに聞いた「里親・ファミリーホームについて」

里親について知っているこどもが半数程度おり（54人中28人）、その中で最も多い回答は「今の施設のままでいい」であった一方で、「里親の家のほうがいい」、「里親についてもっと知りたい」と答えるこどもも多く、里親への関心の高さがうかがえました。

ファミリーホームについては、「今の施設のままだいい」という意見が最も多く、次いで「わからない」という回答が続きました。

図表 2-17 里親さんの家での生活について、どう思うか

(里親のことを知っているこどものみ回答。複数回答可)

選択項目	施設等 (回答人数 28人)
今の施設のままでいい	12 (42.9%)
里親さんの家のほうがいい	8 (28.6%)
里親さんについてもっと知りたい	5 (17.9%)
わからない	9 (32.1%)
そのほか	6 (21.4%)

図表 2-18 ファミリーホームのような少人数での生活についてどう思うか

選択項目	施設等 (回答人数 54人)
今の施設のままでいい	20 (37.0%)
ファミリーホームのほうがいい	10 (18.5%)
ファミリーホームについてもっと知りたい	6 (11.1%)
わからない	14 (26.0%)
そのほか	4 (7.4%)
合計	54 (100%)

・里親・ファミリーホームで生活しているこどもに聞いた「施設について」

ほとんどのこどもが施設については知っているものの（16人中12人）、施設のほうがいいというこどもは一人もいませんでした。

図表2-19 施設での生活について、どう思うか

（施設のことを知っていると感じたこどものみ回答。複数回答可）

選択項目	里親・ファミリーホーム (回答人数13*人)
今の里親さんの家やホームのままでいい	12 (92.3%)
施設のほうがいい	0 (0.0%)
施設についてもっと知りたい	2 (15.4%)
わからない	0 (0.0%)
そのほか	0 (0.0%)

*施設のことを知らないが、「今の里親さんの家やホームのままでいい」と答えているこどもが1人いる。

③児童相談所について

児童相談所について、「担当の人が変わらないでほしい」、「話したいときにすぐ連絡できるようにしてほしい」という意見があるものの、言いたいことは「とくにない」とするこどもも多くいました。

図表2-20 児童相談所の人に言いたいことはあるか（複数回答可）

選択項目	施設等、里親・ファミリーホーム (回答人数70人)
もっと会いに来てほしい	7 (10.0%)
もっと話を聞いてほしい	5 (7.1%)
担当の人が変わらないでほしい	21 (30.0%)
話したいときにすぐ連絡できるようにしてほしい	11 (15.7%)
とくにない	29 (41.4%)
そのほか	6 (8.6%)
無回答	1 (1.4%)

④一時保護所について

「規則正しい生活ができた」とする回答が多くありました。嫌だったことについては「一時保護所のルール」や「外出できないこと」などを挙げることも多くいました。

図表 2 - 2 1 一時保護所の生活でよかったこと
(一時保護所で生活したことがあると答えたことも等のみ回答。複数回答可)

選択項目	施設等、里親・ファミリーホーム (回答人数 47人)	施設等経験者 (回答人数 14人)
規則正しい生活ができた	31 (66.0%)	8 (57.1%)
勉強をする時間ができた	16 (34.0%)	5 (35.7%)
たくさんの人と生活ができた、遊べた	29 (61.7%)	8 (57.1%)
一時保護所の中で友だちができた	26 (55.3%)	6 (42.9%)
一時保護所の職員さんに話を聞いてもらった	22 (46.8%)	8 (57.1%)
学校には行きたくなかったので、行けなくてよかった	7 (14.9%)	3 (21.4%)
特にない	4 (8.5%)	4 (28.6%)
そのほか*	5 (10.6%)	2 (14.3%)

* 「そのほか」(自由記述) の例：

- ・職員が優しくて楽しかった
- ・つらい状況から逃れることができてすごく安心した

図表 2-2 2 一時保護所の生活でいやだったこと、つらかったこと

(一時保護所で生活したことがあると答えたこども等のみ回答。複数回答可)

選択項目	施設等、里親・ファミリーホーム (回答人数 47人)	施設等経験者 (回答人数 14人)
知らない人との生活	7 (14.9%)	4 (28.6%)
一時保護所のルール	26 (55.3%)	7 (50.0%)
自分の家族と離れたこと	22 (46.8%)	—
友だちと離れたこと	22 (46.8%)	—
学校に行けないこと	16 (34.0%)	3 (21.4%)
外出ができないこと	25 (53.2%)	—
特になし	5 (10.6%)	5 (35.7%)
そのほか*	10 (21.3%)	1 (7.1%)

* 「そのほか」(自由記述) の例：

- ・ 娛樂がない (テレビ、ゲーム、インターネットなど)
- ・ 部屋が二人部屋や三人部屋だったこと

⑤進学について

高校卒業後の希望、実際の進路ともに、就職と進学が概ね半数ずつとなっていました。

図表 2-2 3 将来、どの学校まで行きたいか

選択項目	施設等、里親・ファミリーホーム小中学生 (回答人数 51人)
中学校	1 (2.0%)
高校	18 (35.3%)
大学や専門学校	18 (35.3%)
わからない	13 (25.4%)
無回答	1 (2.0%)
合計	51 (100%)

図表 2-24 就職、進学のどちらを希望または決定しているか

選択項目	施設等、里親・ファミリーホーム高校生以上 (回答人数19人)
就職希望	5 (26.3%)
就職が決まっている	1 (5.3%)
進学希望	6 (31.6%)
進学が決まっている	2 (10.5%)
無回答	5 (26.3%)
合計	19 (100%)

◎自立支援コーディネーターについて

「よくわからない」という回答が最も多いものの、「将来について不安な時に相談したい」とする回答も多い結果となりました。

図表 2-25 自立支援コーディネーターについてどう思うか (複数回答可)

選択項目	施設等、里親・ファミリーホーム高校生以上 (回答人数19人)
自立を手伝ってもらいたい	5 (26.3%)
将来について不安な時に相談したい	6 (31.6%)
退所後も相談したい	4 (21.1%)
退所後も家庭訪問してほしい	3 (15.8%)
よくわからない	7 (36.8%)
その人には頼りたくない	2 (10.5%)
そのほか	0 (0.0%)
無回答	1 (5.3%)

⑦意見表明等支援事業について

意見表明等支援員に話をしたいこととして、「これからの生活について」話をしたいとする回答が最も多く、「特にない」を選択したこともは少ない結果となりました。

図表 2-26 こどもの気持ちや意見を聴いてくれて、秘密を守ってくれて、
こどもにとって何が一番良いか一緒に考えてくれる人が気持ちや意見を
聴きにきたら、どのような話をしたいか (複数回答可)

選択項目	施設等、里親・ファミリーホーム (回答人数70人)
今の生活について	22 (31.4%)
これからの生活について	30 (42.9%)
自分の家族について	17 (24.3%)
学校について	21 (30.0%)
友だちについて	14 (20.0%)
特にない	11 (15.7%)
そのほか*	5 (7.1%)
わからない	6 (8.6%)
無回答	3 (4.3%)

* 「そのほか」(自由記述) の例：

- ・自分の悩みについて
- ・朝起きる方法と、施設を出る方法
- ・自分自身の特性や性格が自分でもよくわからないので、第三者がいるといい

③意見表明の仕組みについて

施設等、里親・ファミリーホームで生活している子どもおよび施設等経験者は、意見箱は知っているものの、満足・不満はほぼ同じ割合でした。

そのほかの仕組みについては知らないとする回答が多く、周知が進んでいないことを示す結果となりました。

図表 2-27 施設等の職員や児童相談所の人以外に話を聞いてもらう仕組みについて、
知っていたり、利用したりしたことはあるか
(施設等、里親・ファミリーホーム高校生以上、施設等経験者が回答 (回答人数 40 人))

選択項目	意見箱	かながわ子ども 家庭 110 番相談 LINE	アドボケイト	第三者委員会	児童福祉 審議会
利用したことがある*	8 (20.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	—	—
知っている	10 (25.0%)	8 (20.0%)	4 (10.0%)	9 (22.5%)	1 (2.5%)
聞いたことはあるが、 どのようなものかは 知らない	7 (17.5%)	5 (12.5%)	1 (2.5%)	12 (30.0%)	15 (37.5%)
知らない	11 (27.5%)	22 (55.0%)	31 (77.5%)	15 (37.5%)	20 (50.0%)
無回答	4 (10.0%)	4 (10.0%)	4 (10.0%)	4 (10.0%)	4 (10.0%)

* 「利用したことがある」の感想：選択項目	(回答人数 8 人)
満足している	2 (25.0%)
わからない	3 (37.5%)
不満がある	1 (12.5%)
そのほか**	2 (25.0%)

** 「そのほか」の自由記述：対応が遅かった

◎自由意見について

施設等で生活している子どもについては、こどもの意見を尊重してほしい、差別をしないでほしい、という現在の希望が多くみられる一方、里親・ファミリーホームで生活している子どもは、これからもサポートしてほしい、という将来の希望について書いている回答がいくつか見られました。

図表2-28 自分たちに、どのようなことをしてもらえるとよいか、
また、どのような生活をしたいか（自由記述）

	記述内容
施設等入所児	こどもの意見を尊重してほしい
	差別をしないでほしい
	外出の機会を増やしてほしい
	少人数の施設で静かなところで生活したい
里親・ファミリーホーム 入所児	家を出てもかかわってほしい
	いつまでも自分を支えてもらえること
	将来の夢のために一緒にやり方を考えてほしい
	里親さんの家を出た後も、相談したいことや助けてほしいことがあったら、なるべく協力してほしい

その他の施設等経験者からのアンケート結果

①退所後の現在の生活について

退所後の現在の生活についてよかったことの自由記述では、「自由である」という内容を、回答者の半数が答えています（回答人数16人中8人）。

一方、現在の生活で心配なこととしては、将来のこと、お金のこと、自分のこと、など回答内容は多岐にわたりました。

図表 2-29 現在の生活で、心配に思うことや不安を感じること（自由記述）

記述内容
なかなか仕事が続かず、相手（パートナー）に迷惑をかけてしまっていること
今後こどもができた時のことなど
入院などで大金が必要になるなど、金銭面が不安定になったときの心配
お金
自分のこと
強迫性障害があるため、これからまた出てこないかどうか心配
私は親に会いたいが、親は家族があるため、親との距離感の難しさ
部屋が汚く、自分で片付けなときれいにならないこと
全部一人でやらないといけないので大変（料理、洗濯、買い出しなど）
寝坊したりすること。食事、買い物、などの難しさ。
将来のこと全般
過去苦しかったことが日常の中でふとした時によみがえってきてつらい。先行きの不安など。
今後の進路

②何かあったときに相談できる人について

現在も何かあったときに相談できる人は「入所していた施設の職員等」が最も多く、施設や里親・ファミリーホームから連絡をもらうなどして、現在も話ができる関係性を保っている様子がうかがえました。

図表 2-30 現在、何かあったときに相談できる人（複数回答可）

選択	回答数	回答率	選択	回答数
いる	17	85.0%	友人	5
			職場の上司や同僚	4
			親族	1
			入所していた施設の職員、里親さんやホームの大人	9
			各種相談機関の窓口	2
			その他*	4
いない	3	15.0%	—	—

*「その他」の記述：養子縁組した家族、学校の先生、グループホームの職員

図表 2-31 退所した施設、里親・ファミリーホームの人たちと話や相談をすることはあるか
(複数回答可)

選択	回答数	回答率	選択	回答数
ある	15	78.9%	困った時は、自分から施設や里親等の人達に連絡することがある	7
			特に何もなくても、自分から施設や里親等の人達に連絡することがある	8
			施設や里親等の人達から、連絡をもらうことがある	11
			施設や里親等の人達から行事などに誘われることがある	15
			その他	1
ない	4	21.1%	自分から施設や里親等の人達に連絡したいが、忙しそうで連絡しづらい	1
			話や相談をする必要がない	2
			その他	2

③施設、里親・ファミリーホームに入所している間に希望する支援について

施設、里親・ファミリーホームに入所している間に支援してほしかったこととしては、孤独感への対応などの精神的な対処方法や、住宅に関する手続きなどの具体的な対処方法など、様々な種類の支援に対する希望がありました。

図表 2-3 2 児童養護施設、里親・ファミリーホームに入所している間に
教えてほしかったこと、支援してほしかったこと（回答人数 18 人、複数回答可）

選択	回答数	回答率
掃除や洗濯の方法	1	5.6%
料理（炊事）の方法	3	16.7%
金銭管理、銀行の利用方法	3	16.7%
人とのコミュニケーション、人間関係の作り方	5	27.8%
孤独感との付き合い方	6	33.3%
社会生活上の基本的なマナー・ルール	5	27.8%
相談支援機関の存在（困ったときにどこに相談すればよいかなど）	4	22.2%
話し相手など気軽に交流できる場所や機会	5	27.8%
住宅に関する手続き関係（探し方、契約方法、家賃の支払い方法など）	6	33.3%
経済的な援助に関すること （経済的に困ったときにどこに相談すればよいか、お金の借り方など）	3	16.7%
その他*	4	22.2%

* その他（自由記述）の例：

- ・施設に入所している間に自宅に帰省したかった
- ・最年長のこどもが他のこどもに対して高圧的な態度を取っていたときも放置されていた
- ・薬を飲んでいることを馬鹿にするような雰囲気改善してほしかった

3. 社会的養育に関するヒアリング

計画策定にあたり、社会的養育当事者であることもおよび養育者双方の意見を反映させるため、以下のとおりヒアリングを行いました。

(1) ヒアリング対象

①こどもおよび施設等経験者（グループヒアリング）

児童養護施設、里親、ファミリーホームで生活をしているこども（4名）および施設等経験者（1名）

②施設職員、里親、ファミリーホーム職員（個別ヒアリング）

児童養護施設（2施設7名）、乳児院（1施設4名）、里親（4名）、ファミリーホーム（3事業所）

(2) 実施方法・期間

- こどもおよび施設等経験者については、「横須賀市に意見を言う会」のメンバーとして市役所へ来庁いただきました。（フィードバックを含め全3回）
- 施設職員、ファミリーホーム職員については、それぞれを訪問しました。
- 里親については、家庭訪問または市役所へ来庁いただきました。
- 期間は令和6年5月から8月までに実施しました。

(3) ヒアリング項目と主な意見

①こどもおよび施設等経験者

児童相談所について

●今、児童相談所の職員にしてもらえて、いいと思うこと

- ・家族との連絡が取れないところを仲介してもらえる。
- ・卒業後も親身になって相談にのってもらえる。

●今、児童相談所の職員にしてほしい(してほしい)と思うこと

- ・担当が急に変わってしまったので、変わらないでいてほしかった。
- ・引継ぎをもっときちんとしてほしかった。自分の背景など、情報の引継ぎがされているのかが分からないので、「これは言ってもいいのか?」と分からないときがある。

●施設、里親、ファミリーホームに行くとき、児童相談所の職員にもらってよかったと思うこと

- ・引っ越しの手伝いをしてくれた。
- ・自分から「施設に行きたい」という意見を尊重してくれた。

●施設、里親、ファミリーホームに行くとき、児童相談所の職員にもらいたかったこと

- ・これからどこに行くのか、里親のところいつまでいられるのかについて、説明してほしい。
- ・施設の体験(外泊)を試みたかった。
- ・大学生になって急に関わりがなくなるのは不安。安心できるまで相談にのってもらいたい。

一時保護所について

●一時保護所でしてもらえたことで、よかったこと

- ・コミュニケーションの訓練になった。
- ・人格否定せず話してくれた。

●一時保護所でしてもらえたらよかったと思うこと

- ・もう少し外の世界に触れると心の栄養になる。
- ・一人になりたい時に、自分の好きなタイミングで一人になれるスペースがあるといい。

こどもの意見を聴くことについて

●一時保護のとき

- ・ どのような場所に行くのか、いつまで居るのか見通しを教えてください。
- ・ 親にも伝えてあることをこどもにも教えてください。
- ・ こどもへの説明の仕方と親への説明の仕方が違うので、こどもと親とで認識の違いが生まれてしまう。それぞれにいい顔をするのではなく、きちんと説明してほしい。

●施設、里親、ファミリーホームに措置される時

- ・ ほかの施設やファミリーホームのことは知らなかった。その時聞いてもらっていたら、今とは違う選択をしていたかもしれない。大人たちがしていた話し合いに参加させてほしかった。
- ・ どこに、いつまで行くか、何を置いていけばいいかも教えてもらえなかったので、教えてほしかった。

●措置先変更のとき

- ・ 措置先の選択肢を増やしてほしい。
- ・ 幼いこどもは理解できないこともあるが、少しでも話ができるこどもには意見をきちんと聞いてほしい。幼いこどもでも、そのこどもの理解度に合わせて聞いて、大人がこどものことを考えて進めてほしい。

●現在の（施設、里親、ファミリーホームにいた時の）生活の中で

- ・ こどもの代表が話せる機会がほしい。
- ・ あまり意見を言うと職員の日誌に書かれてしまうのが嫌だ。
- ・ ルールに対して意見を言っても反論ばかりされる。一旦、気持ちは受け止めてほしい。

●意見を聞く人が気を付けるといいこと

- ・ 申し込み方法、面接方法をそれぞれ選べるとよい。申し込みの際に職員に知られない方法や、面接については、直接面接するのか電話で話すのか、といった方法。
- ・ 話を聞いた後、どうするか説明と回答がほしい。「参考にします」では現実は何も変わっていない。
- ・ 第三者委員会などで聞いてくれる人がいることは知っているが、知っている人や信頼している人でないと話せない。
- ・ 意見に対して、いきなり反論ではなく、納得できる理由を説明してほしい。

②施設職員、里親、ファミリーホーム職員

施設職員

●施設で養育することの利点・課題

- ・衣食住が確保され、安心・安全な環境で生活できる。
- ・こどもの状態によっては、職員が交替して対応することができるので、お互いの精神的負担を軽減できる。
- ・学校の延長のようになってしまい、柔軟な生活を送ることが難しい。
- ・卒園して初めて「家庭」を知り、ギャップに戸惑うこどももいる。

●施設内ユニットや小規模ホーム等などの家庭的な環境で養育することの利点・課題

- ・調理済みで配膳される施設の食事と違い、料理をする姿を見せたりこどもも一緒に参加したりするなど、家庭に近い体験ができる。
- ・こどもと職員の相性が合わないと、逃げ場がないのでお互い距離を置けず、苦しい環境になる。

●施設における人材確保や人材育成についての要望・アイデア

- ・施設に対する社会的な認知度が低いので、SNSなどで周知し認知度を上げていく。
- ・他施設との交流や研修会への参加を増やし、職員のモチベーションを上げる。

●こどもが進路を考える際に必要な支援

- ・資金面の支援が必要。奨学金をもらうにしても、返済義務も生じるため、条件を満たせるこどもでないと勧めることができない。
- ・選択肢を広げるための情報提供や、自分で考えられるような支援が必要。

●地域の家庭支援など、支援の多機能化の検討

- ・入所しているこどもにとっては、生活の場＝家である場所なので、不特定多数の外部の人が訪問するとなると、落ちつかないこどもも出てくるため、配慮が必要。
- ・入所中のこどもの環境や来訪者の利便性を考えると、施設とは別に、市街地に拠点を設ける方法もある。

里親

●里親としてのやりがい

- ・成人したこどもが家を訪れ、近況を知らせてくれること。
- ・里子がいたからこそ行けた、キャンプや遊園地の思い出や、様々な人たちと交流ができること、行動の範囲が広がること。

●里親としての課題や辛さ

- ・反発、試し行動にどう対応したらよいかわからない。
- ・小さい時から一緒に生活し親子関係ができているこどもには、遠慮なく叱ることができるが、大きくなってから預かったこどもには叱り方が難しい。

●里親を継続するために必要な環境

- ・里親登録に係る手続きをワンストップで行えるようにしてほしい。
- ・こどもたちへのタイムリーな支援を行うためには、里親と児童相談所のケースワーカーとは日頃から交流し、信頼関係を築いておくことが重要だと思う。

●里親家庭で養育する利点

- ・1対1の関係を築けること。
- ・習い事の送迎など、家庭と同じ環境でやりたいことをやらせてあげることができる。

●里親家庭で養育する課題

- ・家庭では甘やかしすぎることがあるが、施設等ではルールや躾がしっかりしている。
- ・施設等では、様々な大人と接する機会が多い。

●里親委託を推進するための課題

- ・未委託の里親を育成することが課題。子育てサロンへの参加など、様々な機会を通じて親子関係を築く力を学ぶことが必要。
- ・里親制度への理解が広まっていない。自分にはできないと思う人が多い現状を変えるためには、口コミで実際の里親体験が広がることが重要。

●こどもが進路を考える際に必要な支援

- ・こどもによって発達の程度に差があり、措置解除の年齢になっても自立が難しいことがあるため、高校卒業後も里親委託を継続することが特例ではなく、普通のこととして支援されるべきであると思う。

●その他

- ・里子が入院した場合、実際はお見舞いや洗濯などの負担がかかるにもかかわらず、入院中は委託解除となってしまう。もう少し柔軟に対応してほしい。
- ・里親委託する際に、ケースワーカーはこどもに対して18歳で自立しなければならないと伝えているが、里子に方針を伝える前に里親と協議してほしい。

ファミリーホーム職員

●ファミリーホームでの養育のやりがい

- ・こどもとの関係性を少しずつ作っては壊して、を繰り返していくところ。卒園後に切迫した相談がくることも多い。
- ・小さい頃から養育しているこどもは我が子同然とを感じる。

●ファミリーホームでの養育の課題や辛さ

- ・施設等では分担して業務に当たれるが、ファミリーホームは組織規模が小さいため、ホーム長が一人で何役もこなさなければならない。
- ・家庭のように生活しているので、一人のこどもの問題であっても他のこどもにも与える影響が大きい。

●ファミリーホームでの養育を継続するために必要な支援

- ・職員のレスパイトの充実
- ・対応が難しいこどもを、一時保護所以外で受け入れる施設等の選択肢を増やしてほしい。

●ファミリーホームで養育する利点と課題

- ・意思決定に小回りが利く。突然の予定変更も可能なところが家庭に近い。
- ・個人に時間をかけた対応ができる。
- ・施設等では、様々な専門職員がこどものサポートに関わるが、職員が少ないファミリーホームでは難しい。
- ・限られた空間のため、クールダウン場所の確保が困難。

●ファミリーホームにおける人材確保や人材育成についての要望・アイデア

- ・ファミリーホームに対する世間の認知度が低いので、認知度を上げる必要がある。
- ・子育てと同じ部分もあれば、異なる部分もある。あくまで公的な養育なので、年1回程度、研修があるとよい。

●こどもが進路を考える際に必要な支援

- ・自立支援コーディネーターは、中学生頃から顔見せをして、こどもたちが相談できる基盤を高校生になる前から築いていってほしい。
- ・自立援助ホームの数をもっとあるとよい。

●その他

- ・施設等のように大勢の目がないので、職員が異性のこどもと接する際は非常に気を遣う。
- ・退所後にこども自身の生い立ちについて聞かれることがあった。行政とも情報を共有し、保管しておく必要を感じた。

4. 主なアンケート・ヒアリング結果への対応

(1) こども等からのアンケート・ヒアリングより

①施設および里親等に対して

- ・施設および里親等で安心して生活できているとする一方、こどもの意見を聞いてほしいという要望がある
- ⇒ 施設、里親、ファミリーホームにアドボケイト（意見表明等支援員）を派遣することによる、こどもの意見の聴取と関係機関との連絡調整、こどもへのフィードバック

②児童相談所に対して

- ・細やかに話を聞いてもらえたり支援してもらえたりすることへの評価がある一方、担当職員が変わることなど変化への不安を抱く場合もある
- ⇒ 援助方針の更新時や担当の変更時等に、こどもからの意見聴取と各々に合わせた丁寧な説明

③一時保護所に対して

- ・規則正しい生活ができたとする一方、集団生活に対するルールへの不満が見られる
- ⇒ 意見表明等支援事業を進め、一時保護所での対応にこどもの意見を反映

④退所後について

- 施設等入所中のこどもは、退所後も施設等職員、里親、ファミリーホーム職員からサポートをしてほしい希望があり、施設等経験者については退所した後も職員等と話せる関係性を保っている様子が見られる

⇒ 施設等職員、里親、ファミリーホーム職員への研修実施、里親・ファミリーホームに対する児童相談所の支援体制の拡充、施設等内での職員間フォロー体制の整備を通じた、職員の資質向上、こどもと職員の間のある良好な関係構築、職員が継続的に養育を続けられる環境の整備

児童自立生活援助事業や、社会的養護自立支援拠点事業の実施の検討を進めることによる、施設および里親等退所後の切れ目ない支援

⑤意見表明の仕組みについて

- 意見箱以外の意見表明の仕組みについて、周知が進んでいない
- ⇒ 施設等職員や児童相談所のケースワーカーによるこどもに対する直接の説明に加え、施設等職員、里親、ファミリーホーム職員に対する研修、こども会議などにてこどもに対しての説明

(2) 施設職員、里親、ファミリーホーム職員からのヒアリングより

①施設職員

- 職員が交代して勤務することで、こどもと職員がほどよい距離感を保って対応することができる
- ⇒ 行動上・心理的課題を抱えるこどもたちを、多職種により多面的に支援するための受け入れ体制の構築
- 1対1での対応をすることが難しく、家庭のイメージを持ちにくい
- ⇒ 職員の担当制に加え、施設の小規模かつ地域分散化の検討による、より家庭に近い環境での養育の推進

②里親

- 1対1で家庭と同様な対応ができるなど、きめ細かく養育していくことができる
⇒ 特に安定した愛着形成が必要な幼少期のこどもの養育の受け入れ
- 里親制度の理解や、実際の里親の経験談などの周知がなされていない
⇒ 広報よこすか、ホームページ、市内商業施設等におけるパネル展示、SNS等、様々な媒体を活用した普及・啓発活動や、里親フォーラム・里親講座の開催、里親から直接体験談を聞く機会の設置など

③ファミリーホーム

- 個別対応しやすく、家庭と同様な養育ができる一方、あくまで公的な養育であることへの難しさがある
⇒ 社会的養育についての研修や他の施設等での実習の充実
- 施設等と比べ、職員も少人数であるための職員間のサポート体制の薄さがある
⇒ 児童相談所との連携を深めていく中で、合同ミーティングや養育者向けの研修の実施など、職員に対するサポートの拡充

5. 中期計画の検証と後期計画の基礎データ

(1) 中期計画の検証

令和2年度から令和6年度を中期計画として、計画的に取り組みを進めてきました。

中期計画では、「虐待の発生予防」、「こども主体の生活体制の構築」、「自立支援、アフター・ケア」、「児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実」の4つの重点分野を設定し、毎年進行管理を行ってきました。しかし、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の取り組みにおいては、進捗の遅れが生じました。

里親等委託率については、中期計画の目標値では、令和6年度末時点で33%としています。令和5年度末で約30%という状況ですが、後期計画の目標達成に向けては、さらなる取り組みの強化が必要となります。

(2) 今後の代替養育を必要とするこども数について

令和元年度から令和5年度の児童人口あたりの代替養育を必要とするこども数の伸び率から、令和6年度から令和11年度の代替養育を必要とするこども数を見込みました。

なお、潜在的需要として、養子縁組成立件数、各年度末における一時保護中の施設および里親等措置・委託待ちこども数を加えて見込んでいます。

図表2-33 代替養育を必要とするこども数の見込み（潜在的需要を含む）

（単位 人）

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童人口	57,264	54,326	52,655	50,930	49,298	47,762	46,247	45,359	44,472	43,809	42,697
3歳未満	10	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5
3歳以上 就学前	25	27	27	29	25	25	25	24	24	24	23
学齢期 以降	105	98	104	101	107	107	108	106	104	102	100
合計	140	131	137	136	138	138	139	136	133	131	128

児童人口：令和6年度までは住民基本台帳（各年度4月1日）、令和7年度以降は横須賀市民生局こども家庭支援センターによる推計
令和元年度から5年度は実績、令和6年度以降は見込み（潜在的需要を含む）

(3) 里親等委託率、里親等委託子ども数の見込み等について

里親等委託率について、令和11年度までに、本市の現状を踏まえ50%という目標を設定し、各年度段階的に引き上げていきます。なお、国は3歳未満および3歳以上就学前は75%、学齢以降は50%という目標を示しており、本市としても新たな里親登録数の増加や稼働率の向上等により、国の目標値の達成を目指します。

図表 2-3 4 里親等委託率（目標値）

（単位：%）

	令和 5年度 ¹⁰⁾	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	国が示す 目標値
3歳未満	0.0	10.0	13.8	19.0	26.3	36.2	50.0	75.0
3歳以上 就学前	26.1	29.1	32.4	36.1	40.3	44.9	50.0	75.0
学齢期 以降	32.7	35.1	37.7	40.4	43.4	46.6	50.0	50.0
合計	28.3	31.9	34.5	37.5	41.4	45.0	50.0	—

令和5年度は実績、令和6年度以降は見込み（潜在的需要を含む）

図表 2-3 5 里親等委託子ども数の見込み

（単位：人）

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳未満	0	0	0	1	1	2	3
3歳以上 就学前	6	7	8	8	9	10	11
学齢期 以降	33	37	40	42	45	47	50
合計	39	44	48	51	55	59	64

令和5年度は実績、令和6年度以降は潜在的需要を含めた見込み

¹⁰⁾ 令和5年度は、潜在的需要を含めた実績（潜在的需要を含めない実績は、30.2%）

図表 2-3 6 里親登録数、里親等登録率¹⁾ および里親稼働率の見込み

(単位 組)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
里親 登録数	40	44	45	46	48	49	50

里親種別

養育里親	38	42	43	44	46	47	48
専門里親	1	2	2	2	2	2	2
養子縁組里親	4	6	6	6	6	6	6
親族里親	2	2	2	2	2	2	2

里親等登録率 (%)	52	52	57	59	62	69	72
里親稼働率 (%)	50	52	53	55	56	58	60

令和 5 年度は実績、令和 6 年度以降は見込み

図表 2-3 7 ファミリーホーム設置数の見込み

(単位 事業所)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ファミリー ホーム設置数	3	3	4	4	4	5	5

令和 5 年度は実績、令和 6 年度以降は見込み

¹⁾ 里親等登録率 = (里親登録数 × 平均受託こども数 + ファミリーホームの定員数) / 代替養育を必要とするこども数

図表 2-3 8 里親登録（認定）に係る児童福祉審議会措置分科会の開催数

(単位 回)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
3	3	3	3	3	3	3

令和 5 年度は実績、令和 6 年度以降は見込み

(4) 施設等措置こども数の見込みについて

(2) で算出した「代替養育を必要とするこども数の見込み」から、(3) で推計した「里親等委託こども数の見込み」を減じた数を、「施設等措置こども数の見込み」とします。

図表 2-3 9 施設等措置こども数の見込み

(単位 人)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
3 歳未満	5	6	6	5	4	3	2
3 歳以上 就学前	17	18	17	16	15	14	12
学齢期 以降	68	70	68	64	59	55	50
合計	90	94	91	85	78	72	64

令和 5 年度は実績、令和 6 年度以降は潜在的需要を含めた見込み

第3章 社会的養育推進に関する方向性と取り組み

1. 社会的養育の方向性

「こども一人ひとりの最善の利益」を実現するための多様な支援策を推進します。「家庭養育優先原則」を重視し、里親・ファミリーホームへの委託率向上を目指していきますが、数値目標の達成だけではなく、こども一人ひとりの特性に応じた最適な養育環境の提供が重要です。

まず、家庭支援事業を拡充し、こども家庭センターを中心に、虐待予防および親子関係の再形成に向けた支援を強化します。これにより、親子関係の改善や家庭の安定を図り、こどもが安心して暮らせる環境を整えていきます。

これらの予防的支援により、家庭維持のための最大限の努力をした上で、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは里親・ファミリーホームの中から、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。

里親・ファミリーホームへの委託に際しては、個々のこどもの特性を十分に見極め、適切な支援が提供できるようサポート体制を整備していきます。さらに、里親登録数の増加と啓発活動の強化を図り、登録者に対する継続的な支援を提供することで、里親等委託率の向上を目指します。

また、施設については、従来の形態に加え、小規模化、地域分散化も検討し、施設と家庭の両方の利点を活かした養育環境の整備を目指します。

こどもが安心して成長できる環境を提供するため、地域社会全体での支援体制を構築し、母子保健、福祉、教育などの各分野と連携を強化していきます。また、施設等退所後や里親・ファミリーホーム委託終了後もこどもが自立できるよう、包括的な自立支援を提供し、地域での生活を支える体制を整備します。

これらの取り組みを通じて、家族関係をベースにした、持続的な育ちの場を保障し、「こどもの最善の利益」を図るための社会的養育の体制を実現します。

(1) 里親・ファミリーホーム委託の方向性

こどもが安心して育つ環境を提供するために、家庭と同様の養育環境である里親・ファミリーホームの委託を推進します。里親・ファミリーホームと市、施設等が相互に協力し、「こどもの最善の利益」を守るための取り組みを推進します。

また、フォスタリング業務の一部委託を進め、新たな支援策の導入を検討し、多層的な啓発活動を展開し、里親登録数の増加と里親支援の強化を目指します。

里親委託中だけでなく解除後の支援も含め、継続的なサポート体制を整え、里親家庭が安定した養育環境を提供できるよう努めていきます。

(2) 施設の方向性

施設においては、行動上・心理的課題を抱えるこどもを養育するニーズがあることから、即時の小規模化は困難です。しかし、「家庭養育優先原則」に基づき、施設での養育を受けるこどもは減少傾向にあります。今後は、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを推進し、家庭的な環境を提供することを目指します。

家庭的支援とあわせて、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、栄養士等の多職種連携による専門的なケアを提供し、ケアニーズの高いこどもへの支援を強化します。

施設の小規模化・地域分散化の推進とともに、施設機能の多機能化・機能転換を目指し、地域の家庭やこどもに対する支援をより包括的に行う体制の検討を進めます。個々のこどものニーズに応じた対応を基盤とし、質の高い養育の提供に努めていきます。

(3) 今後の里親等委託率、施設の定員等について

令和11年度の代替養育を必要とするこども数（見込み）128人について、本計画の令和11年度の里親等委託率、施設の定員等を以下のとおりとします。

図表3-1 里親等委託率の目標値および施設の定員等について

		令和5年度	令和6年度	令和11年度
代替養育こども数 ¹²⁾ ① (②+③)	人	129	138	128
家庭養護こども数②	人	39	44	64
里親委託こども数	人	23	28	37
ファミリーホーム委託 こども数	人	16	16	27
施設養護こども数③	人	90	94	64
里親等委託率②/①	%	30.2	31.9	50.0*

里親登録数	組	40	44	50
ファミリーホーム設置数	か所	3	3	5
施設定員数 ¹³⁾	人	117	111	95

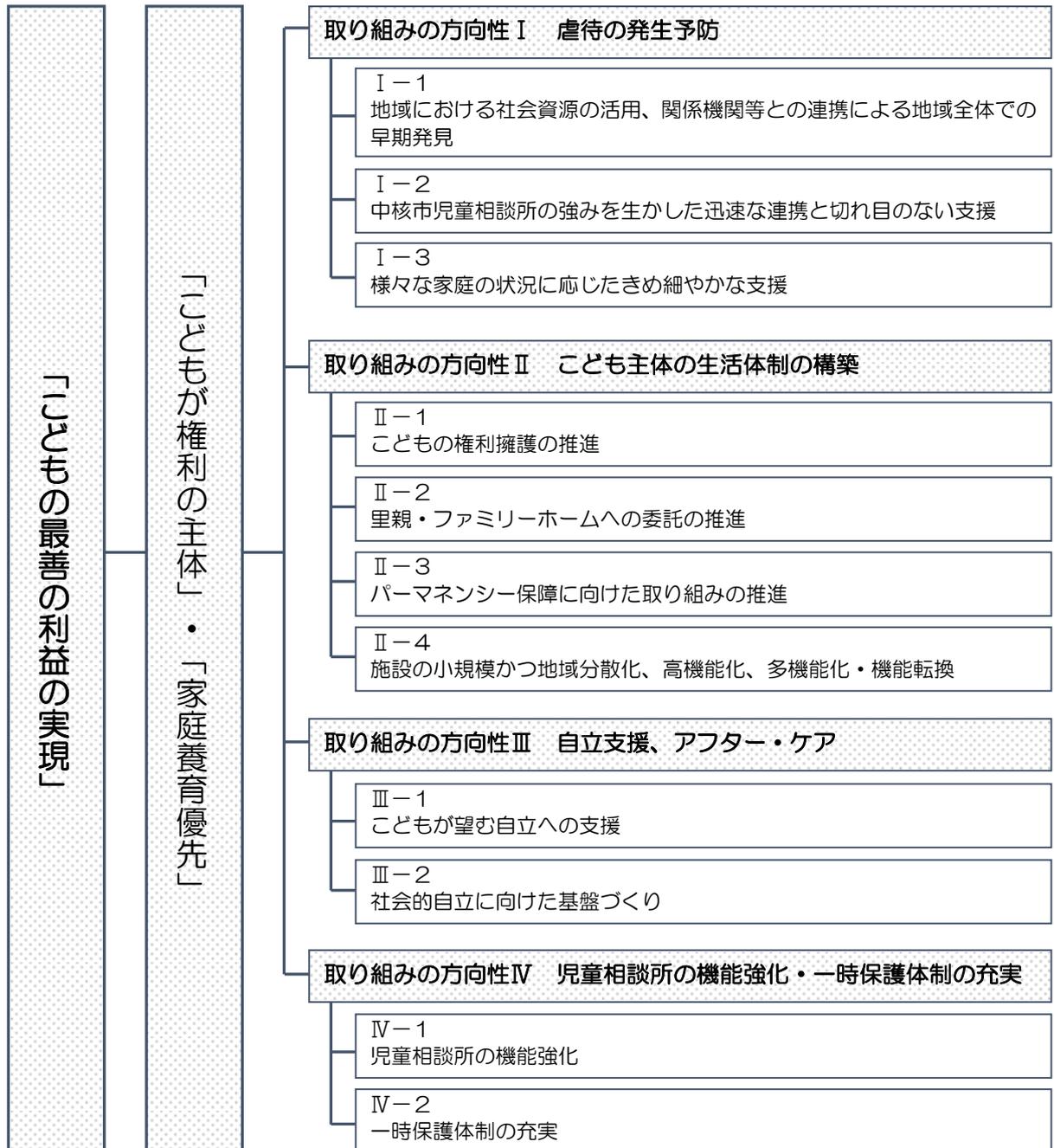
*本市の現状を踏まえた目標値。国の示す目標（3歳未満および3歳以上就学前75%、学齢以降50%）の実現を目指し取り組みを進める。

¹²⁾令和5年度は実績、令和6年度および令和11年度は潜在的需要を含む見込み数

¹³⁾前年度等の実績により算定した入所者数が施設の定員に満たない場合、暫定的に定員を減らして設定。（暫定定員）

2. 社会的養育推進に向けた取り組み

第1章で掲げた理念を達成するため、こどもへの支援の段階ごとに具体的な取り組みを定めて、施策等を着実に実施していくこととします。



取り組みの方向性Ⅰ 虐待の発生予防

I-1

地域における社会資源の活用、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

- (1) 児童虐待防止協力体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (2) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催・・・・・・・・ 50
- (3) 地域資源の開拓による民間団体との連携推進・・・・・・・・・・・・ 50
- (4) 児童虐待防止推進月間への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (5) 「思いがけない妊娠」相談窓口の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (6) 虐待防止・早期発見に向けた LINE 相談の実施・・・・・・・・・・・・ 51
- (7) 児童育成支援拠点事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

I-2

中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

- (1) こども家庭センター設置による相談支援体制の強化・・・・・・・・・・ 52
- (2) こども家庭センターに必要な人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (3) 市内支援機関の連携による総合的な児童家庭支援の実現・・・・・・ 52
- (4) 妊産婦のケア体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (5) 支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成・・・・・・ 53
- (6) 親子関係形成支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (7) 未就園児世帯等への訪問からの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (8) 要支援家庭に対する支援の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

I-3

様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

- (1) 支援を必要とする家庭の把握および支援の実施・・・・・・・・・・・・ 55
- (2) 専門職員による相談体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (3) 妊産婦を対象とした各種教室および相談の継続・・・・・・・・・・・・ 56
- (4) 助産施設の確保、制度の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (5) 子育て支援ヘルパーの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (6) 一時預かり事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (7) 一時的な養育支援（ショートステイ事業）・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (8) ショートステイ事業説明会等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (9) 子育てホットラインの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (10) DV 被害者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (11) メンタル・フレンドの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (12) 関係機関研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

取り組みの方向性Ⅱ 　こども主体の生活体制の構築

Ⅱ－１ こどもの権利擁護の推進

- (１) 「子どもの権利ノート」の配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (２) こどもに向けた権利擁護に関する説明等の実施・・・・・・・・・・ 61
- (３) 施設および一時保護所への「意見箱」の設置・・・・・・・・・・ 62
- (４) 施設および一時保護所での「こども会議」の推進・・・・・・・・・・ 62
- (５) 意見表明等支援事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- (６) 意見表明等支援員（アドボケイト）の派遣・・・・・・・・・・ 62
- (７) 措置されているこども等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備・・ 63
- (８) 施設職員、里親、ファミリーホーム職員への権利擁護に関する研修実施・・ 64
- (９) 施策検討の際の当事者等参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

Ⅱ－２ 里親・ファミリーホームへの委託の推進

- (１) 里親登録数増加への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- (２) 里親の育成方針の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (３) 里親研修・里親訪問等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (４) ショートステイ事業説明会等の実施（再掲）・・・・・・・・・・ 67
- (５) 委託促進に向けたマッチング支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (６) 里親・ファミリーホーム支援体制の整備・・・・・・・・・・ 68
- (７) 里親との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- (８) フォスタリング機関への業務委託による里親支援の拡充・・ 68
- (９) ファミリーホームの設置促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- (１０) ボランティアファミリーの活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

Ⅱ－３ パーマネンシー保障に向けた取り組みの推進

- (１) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築・・・・・・・・・・ 70
- (２) 「思いがけない妊娠」への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (３) 民間あっせん機関との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (４) 養子縁組里親の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (５) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築・・・・・・・・ 71
- (６) 親子関係再構築に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- (７) 児童相談所長による特別養子縁組適格確認の審判申立ての積極的活用・・ 73
- (８) 施設措置変更時等の丁寧な説明とケースワーク・・・・・・・・・・ 74

Ⅱ-4

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換

- (1) 施設の小規模かつ地域分散化の検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- (2) 施設の高機能化、多機能化・機能転換の検討・・・・・・・・ 75
- (3) 里親啓発・支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- (4) 家庭支援専門相談員による相談援助の推進・・・・・・・・ 76
- (5) 一時的な養育支援（ショートステイ事業）（再掲）・・・・ 77
- (6) 施設等職員の育成、人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

取り組みの方向性Ⅲ 自立支援、アフター・ケア

Ⅲ-1

こどもが望む自立への支援

- (1) 学習指導講師の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- (2) 学校外での活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- (3) 児童養護施設への職業指導員の配置・・・・・・・・・・・・ 79
- (4) 「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用・・・・・・・・ 79
- (5) 身元保証人の費用補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

Ⅲ-2

社会的自立に向けた基盤づくり

- (1) 社会的養護経験者等の自立支援体制の拡充・・・・・・・・ 81
- (2) 自立援助ホームによる自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- (3) 「児童自立生活援助事業」実施の検討・・・・・・・・・・・・ 82
- (4) 青少年自立支援関係機関連絡会議の開催・・・・・・・・ 83

取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実

Ⅳ-1

児童相談所の機能強化

- (1) 児童相談所の体制強化に向けた人材確保および人材育成・・・・ 84
- (2) 学識経験者・実務経験者によるスーパーバイズ・・・・・・・・ 85
- (3) 児童相談所職員の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- (4) 国の基準を踏まえた設備、運営の基準制定・・・・・・・・ 85
- (5) 弁護士配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- (6) 精神科医師の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

Ⅳ-2

一時保護体制の充実

- (1) 一時保護所のしおりの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- (2) 意見表明等支援員（アドボケイト）の派遣（再掲）・・・・ 88

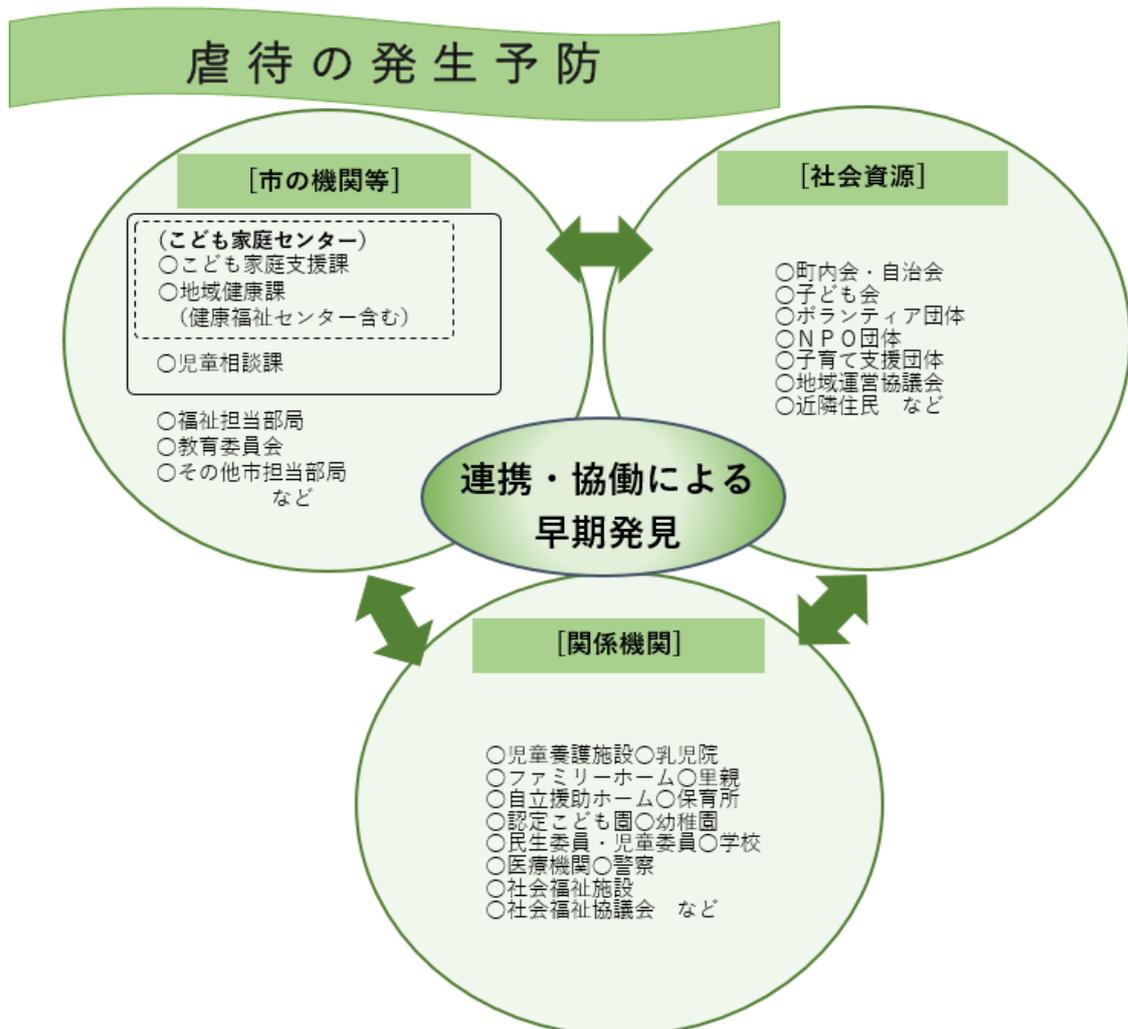
(3) 里親、ファミリーホームへの一時保護委託の積極的活用	89
(4) 関係機関との連携	89
(5) 一時保護ガイドラインを踏まえた支援の実施	89
(6) 一時保護所における第三者評価の継続受審	90

取り組みの方向性 | 虐待の発生予防

児童福祉法の改正により、「家庭での養育」が原則であることが明確にされ、社会が保護者とともにこどもの養育に責任を持つことが求められています。こどもを取り巻く環境の多様化を踏まえ、家庭での養育を継続するためには、地域における社会資源や関係機関との連携による家庭への支援が不可欠です。こども家庭センターを中心に、関係部局間の連携を強化し、切れ目のない支援を提供していきます。

また、福祉担当部局や教育委員会などと連携し、地域全体で虐待の発生予防に取り組むことにより児童虐待の未然防止や早期発見・対応の取り組みを一層推進し、こどもたちが安全に成長できる環境を整えていきます。

《取り組みのイメージ図》



I-1 地域における社会資源の活用、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

地域での見守り活動から得られる気づきや関係機関が把握する支援ニーズは、虐待予防において極めて重要です。こどもへの必要な支援を確実に提供するため、民間事業者等を含めた地域の社会資源および関係機関と連携し、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めます。また、児童虐待防止のための広報・啓発活動を継続的に実施し、地域全体でこどもの安全と安心を守る体制を強化します。

主な取り組み ※ **新規** 令和7年度以降に新たに取り組む事業

(1) 児童虐待防止協力体制の整備

こども家庭センター、児童相談所が中心となり、保健・福祉・教育・医療の関係者、警察および民生委員児童委員、主任児童委員等との協力体制を構築し、連絡会や研修会を開催することにより、虐待の早期発見や防止の推進を図ります。

(2) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催

こどもの保健・福祉・教育・医療関係者、警察および民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。

(3) 地域資源の開拓による民間団体との連携推進

妊産婦や子育て家庭に役立つ地域資源の把握を行い、民間団体等が提供するサービス情報を集約し、周知を図ります。また、新たな支援やサービスについて、児童福祉サービスの提供実績のある民間団体等との連携および地域資源の開拓の推進を図ります。

(4) 児童虐待防止推進月間への取り組み

毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間と位置づけ、こどもの命、こどもの権利を守り、児童虐待問題およびこどもの権利に対する社会的関心を喚起するための広報・啓発活動を行います。

(5) 「思いがけない妊娠」相談窓口の周知

予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DV等、様々な背景を抱え、妊娠・出産を周囲に相談できない方に相談窓口の周知をするため、思いがけない妊娠相談カードを作成し、商業施設や公共施設、学校等に配架します。

(6) 虐待防止・早期発見に向けたLINE相談の実施

県内5県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）が連携し、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、こどもにとって身近で利用しやすい相談体制の強化を図っていきます。こどもや保護者からの相談に専門相談員が丁寧に対応し、必要な支援につなげることで、児童虐待の防止や早期発見を目指すとともに、きめ細かな支援を提供していきます。

(7) 児童育成支援拠点事業の実施

新規

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して、当該こどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもおよびその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供します。

ア 児童育成支援拠点の定員数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		20人	20人	20人	20人	20人	20人

I-2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

本市は中核市として、全国に先駆けて児童相談所を設置しました。また、妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に母子保健と児童福祉が一体となって支援を行う「こども家庭センター」を令和6年度から設置し、保健師、社会福祉士、心理士などの専門職を配置することで各家庭の状況に応じたきめ細かいサポートを提供しています。

市全域を一つの児童相談所で対応できる強みを活かし、虐待予防から虐待対応まで、児童相談所と「こども家庭センター」をはじめとした関係機関が密接に連携し、迅速な対応と切れ目のない支援を実現していきます。

主な取り組み ※ **新規** 令和7年度以降に新たに取り組む事業

(1) こども家庭センター設置による相談支援体制の強化

母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズに対し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、個々の家庭に応じた切れ目のない支援に向け、相談支援体制の強化を図ります。

(2) こども家庭センターに必要な人材の育成

専門性の高い支援を行うため、母子保健と児童福祉の両側面からの助言および調整役となる統括支援員を配置し、母子保健および児童福祉が一体となって支援の強化を図ります。また、各専門職が対応力の向上に向けて研修に参加し、相談対応のスキルアップに取り組みます。

(3) 市内支援機関の連携による総合的な児童家庭支援の実現

中核市としての規模を活かし、児童家庭支援センターが担うべき機能については、児童相談所とこども家庭センターをはじめとした既存機関の連携を強化するなど、地域に密着したきめ細かな支援体制を構築し、こどもと家庭への包括的な支援の充実を図っていきます。

(4) 妊産婦のケア体制の充実

妊娠期から子育て期にわたり、支援を必要とする母子およびその家族に切れ目のないサポートを提供します。母子健康手帳交付時からの早期支援、各種健康診査、メンタルヘルスケア、育児サポートなど、きめ細かな取り組みを通じて、育児不安の軽減と健やかな子育て環境の実現を目指します。なお、妊産婦等生活援助事業の実施については、現行の支援体制の充実・強化を進めながら、地域の実情や需要を踏まえて検討していきます。

(5) 支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成

継続的な支援が必要な妊産婦・こどもおよびその家庭が円滑にサービスや支援を受けられるよう、保健師等と保護者が課題とニーズを共有し、協働により、各家庭に応じたサポートプランを作成します。

ア はぐくみサポートプラン作成部数

5年度	6年度	計画期間の目標
	1,176部	1,080部/年

イ よこすか親子サポートプラン作成部数

5年度	6年度	計画期間の目標
	97部	87部/年

(6) 親子関係形成支援事業の実施

新規

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施することにより、適切な親子関係の形成に向けた支援を行います。

ア 親子関係形成支援事業を利用する保護者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		175人	175人	175人	175人	175人	175人

(7) 未就園児世帯等への訪問からの連携

毎年6月1日時点で、本市に住民票はあるが関係機関でこどもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行います。養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定し、関係機関と連携して支援を行います。

(8) 要支援家庭に対する支援の連携

児童相談課とこども家庭支援課、地域健康課、教育委員会支援教育課が、こども家庭地域対策ネットワーク会議の分科会で、要支援家庭の近況や支援状況や支援方針、サポートチーム会議の開催時期等について情報共有や進行管理を定期的に行います。連携して個々の家庭に応じた適切な支援を行います。

I-3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

見守りを要する家庭、積極的な支援を要する家庭など、多様な課題を抱える家庭に対応する支援体制を検討します。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）、経済的困難、不安定な就労など、それぞれの家庭状況を適切に把握し、状況がより深刻化しないよう、専門職員による相談体制、子育てホットラインの設置、ショートステイ、子育て支援ヘルパーの派遣、メンタル・フレンドの派遣など、包括的な支援を提供していきます。さらに、民間事業者との連携を推進し、助産施設の確保、各種制度の周知、関係機関研修の実施などを通じて、妊産婦に対する支援の拡充も目指します。

主な取り組み

(1) 支援を必要とする家庭の把握および支援の実施

関係機関等からの情報提供や要保護児童としての移管、相談者自らの相談により養育支援が必要と判断した家庭に対し、関係機関と連携して個別の状況に応じて、就園への支援や保護者の受診同行、助産師の派遣（育児支援家庭訪問事業）などの適切な支援を行います。

ア 育児支援家庭訪問事業の利用数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
90件*	42件	42件/年	42件	42件	42件	42件	42件

*令和5年度まではヘルパーと助産師の派遣を行っていたが、令和6年度からは制度変更により、助産師のみの派遣となったため、助産師派遣数のみを記載。

(2) 専門職員による相談体制

保健師や心理士などの専門職員による各種相談を実施するとともに、支援が必要と考えられる場合は、関係機関等と連携し適切な支援につなげます。

ア 特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修（保健師専門研修）の実施回数、

受講者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2回 延34人	2回 延36人	2回/年 延36人/年	2回 延36人	2回 延36人	2回 延36人	2回 延36人	2回 延36人

(3) 妊産婦を対象とした各種教室および相談の継続

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談の入口となるため、保健師等を配置しワンストップサービスを行います。相談先に迷い、悩みを抱え込む妊産婦等が気軽に相談できる環境を整えます。

(4) 助産施設の確保、制度の周知

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦のため、受け入れに必要な助産施設の確保を図ります。また、対象者に制度を周知するため、相談機関等を通じ助産制度について情報提供を行います。

ア 助産対応施設数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 子育て支援ヘルパーの派遣

妊娠中および出産後で家事の支援等を必要とする家庭が、安心して日常生活を営むことができるよう支援するため、家事および保育経験のある子育て支援ヘルパーを派遣します。また、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦およびヤングケアラー等がいる家庭に対しては、家庭環境や養育環境を整えるため、ヘルパーを派遣し家事・子育て等の支援を行います。

ア 子育て支援ヘルパー派遣事業の利用数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
481回*	642回	642回/年	642回	642回	642回	642回	642回

*令和6年度からの制度変更により、育児支援家庭訪問事業で行われていたヘルパー派遣が子育て支援事業での派遣に移行したため、令和5年度は子育て支援事業での派遣件数に育児支援家庭訪問事業での派遣件数を加えたものを記載。

(6) 一時預かり事業の実施

保護者の断続的、非定型就労や病気等の緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、教育・保育施設等で一時的にこどもの保育を行います。

ア 一時預かり事業（在園児対象）の受け入れ人数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
91,368人	91,368人	92,515人	91,596人	91,823人	92,050人	92,277人	92,515人

イ 一時預かり事業（在園児対象以外）の受け入れ人数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
86,375人	89,250人	106,125人	97,125人	100,000人	100,375人	103,250人	106,125人

(7) 一時的な養育支援（ショートステイ事業）

保護者が病気や育児疲れ等により、一時的にこどもを育てることが困難となった場合に、施設またはショートステイファミリー（里親等）宅でこどもを短期間預かることにより、保護者の負担を軽減します。

ア 子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
116日	91日	91日/年	91日	91日	91日	91日	91日

イ 子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業を委託している里親・

ファミリーホーム数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
4	5	10	6	7	8	9	10

ウ 子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業を委託している施設の数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2	2	2	2	2	2	2	2

(8) ショートステイ事業説明会等の実施

ショートステイ事業に協力いただける里親・ファミリーホームを確保するため、里親・ファミリーホームに向けたショートステイ事業の説明を行います。

(9) 子育てホットラインの設置

一般的な子育てに関する相談に、24時間 365日いつでも対応ができる体制を整備します。

(10) DV被害者支援

こどもの目の前でのDVは、虐待になることから、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行います。また、保護が必要な場合には、DV被害女性および同伴のこどもの一時保護等の支援を行います。

(11) メンタル・フレンドの派遣

ひきこもり等のこどもに対して、児童相談所の支援の一環として、児童福祉に熱意のある年齢の近い大学生等をその家庭に派遣し、こどもの健全育成を目指した支援を行います。

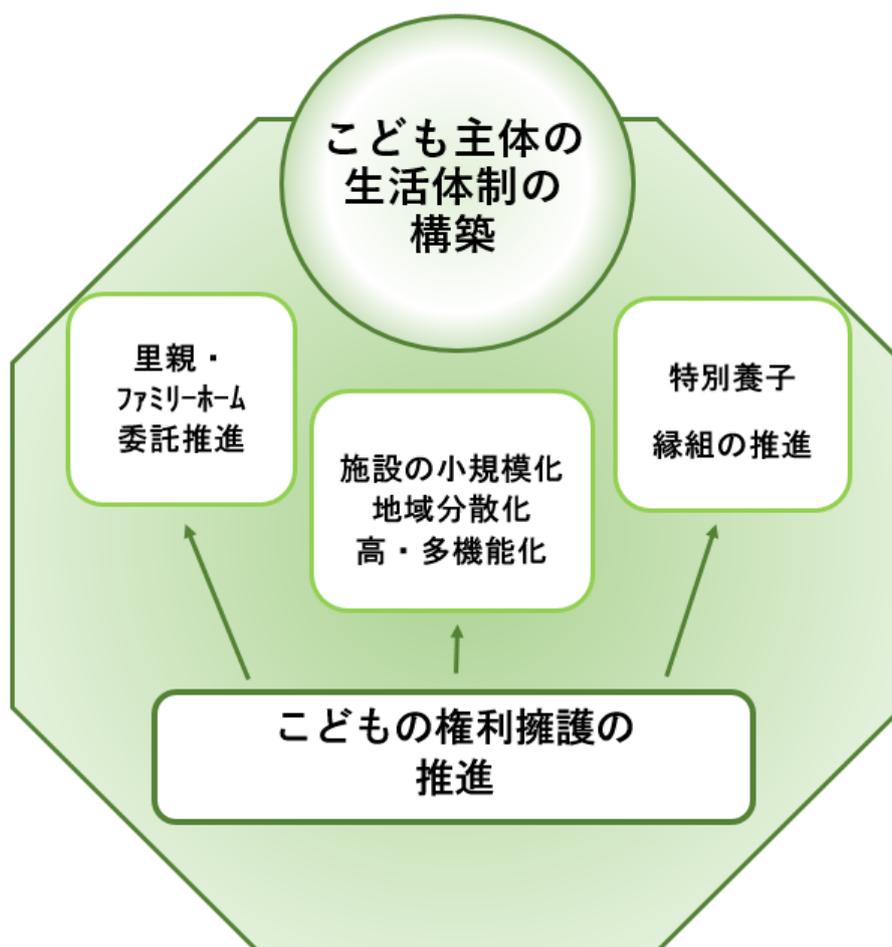
(12) 関係機関研修の実施

こども家庭センター、児童相談所が中心となって、保健・福祉・教育・医療等の関係機関向けに研修を企画し、各種制度や事業の周知を行います。支援の入口となる関係機関の支援者の人材育成に協力することで、より効果的な協力体制の構築を目指します。また、民生委員等、地域の支援者向けにも研修を実施し、様々な支援を必要とする家庭やこどもに関する理解を深めます。ヤングケアラーに関しては、これらの研修等を通じて地域での早期発見を促進するとともに、教育委員会等で実施した実態調査を活用し、支援に繋がり難いケースを含む状況把握と適切な支援提供に努めていきます。

取り組みの方向性Ⅱ こども主体の生活体制の構築

「こどもが権利の主体」という基本理念を社会全体で共有し、「こどもの最善の利益の実現」を目指します。この理念に基づき、こどもとその保護者や養育者がこどもの権利を十分に認識し、こどもの意見が尊重される環境を整備します。また、こども自身が権利を理解し、主体的に意見を表明できる仕組みを構築し、年齢や理解度に応じた情報提供と支援の選択肢を示すことで、こどもが自分に関する重要な決定に参加できるよう支援を充実させます。さらに、こどもが自らの意見を表明できる力を養うための機会を確保し、支援の強化を図ります。

《取り組みのイメージ図》



Ⅱ-1 こどもの権利擁護の推進

全てのこどもは、意見が尊重され、かつ最善の利益が優先され、心身ともに健やかに育成される権利があります。こども一人ひとりの健やかな成長、自由に意見を発表すること、グループ活動をすることを保障します。

こどもの権利が守られるよう、具体的な取り組みとして、「子どもの権利ノート」の配付、「相談ハガキ」の活用、施設内への「意見箱」の設置、施設職員、里親、ファミリーホーム職員への権利擁護に関する研修実施、アドボケイトによる意見表明等支援を実施します。

これらの取り組み等により、こどもたちが自らの権利を理解し、意見を言いやすくするための環境を整えます。

主な取り組み ※ 新規 令和7年度以降に新たに取り組む事業

(1) 「子どもの権利ノート」の配付

施設および里親等への措置・委託が必要なこどもに対して、支援の必要性について年齢に応じ丁寧に説明します。その上で、措置・委託が決まったこども全員に、自分が権利の主体であることなどを記した「子どもの権利ノート」と「相談ハガキ」を配付し、権利擁護について十分周知していきます。

(2) こどもに向けた権利擁護に関する説明等の実施

施設および里親等に措置・委託中のこどもに対し、毎年1回以上「子どもの権利ノート」と「相談ハガキ」について説明する機会を設け、こどもの年齢に応じて、自分が権利の主体であることを繰り返し説明します。

ア 権利擁護に関する説明を受けたこども数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
129人	138人	139人/年	139人	136人	133人	131人	128人

(3) 施設および一時保護所への「意見箱」の設置

子どもが自由に投函できる「意見箱」は、生活の改善や意見の発信等、子どもが権利を示すことができる重要なものです。そのため、施設および一時保護所への設置を継続し、子どもの生活の質が向上するように努めます。

(4) 施設および一時保護所での「子ども会議」の推進

施設および一時保護所で「子ども会議」を実施し、子どもが主体的に会議を運営します。子ども自身が意見等を出し合い、取りまとめることにより、自己効力感を高めます。子どもの意見が尊重され、対応することを支援します。

(5) 意見表明等支援事業の推進

意見表明等支援員（アドボケイト）の派遣を中心とし、子どもの権利擁護の環境を整備します。意見表明等支援事業の取り組みを児童福祉審議会に報告することにより、有識者等の意見を事業の推進に活かしていきます。

(6) 意見表明等支援員（アドボケイト）の派遣

一時保護所をはじめ施設、里親、ファミリーホームに措置・委託中の子どもに対し、子どもの立場にのみ立ち、子どものもつ意見を大人に届ける意見表明等支援員を派遣します。意見表明等支援員を活用することにより、届いていない子どもの意見を大人が受け取り、子ども自身の生活や支援が変わるように取り組みます。希望する全ての子どもへの実施を目指します。

(7) 措置されている子ども等を対象とした
 こどもの権利に関する理解度の確認体制の整備

意見表明等支援事業を利用した子どもに、アンケートの協力を得て、子ども自身の満足度や権利に関する確認を行います。

ア 措置されている子ども等の中で日頃から意見表明ができるこどもの割合

5年度	6年度	計画期間の 目標
100%	100%	100%

イ 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数

(措置・委託)

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
129人	138人	139人/年	139人	136人	133人	131人	128人

(一時保護)

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
253人	253人	253人/年	253人	253人	253人	253人	253人

ウ 意見表明等支援事業を利用するこどもの人数および割合

(措置・委託)

5年度	6年度	計画期間の 目標
0人 0.0%	30人 21.7%	60人/年 43.2%/年

(一時保護)

5年度	6年度	計画期間の 目標
0人 0.0%	48人 19.0%	48人/年 19.0%/年

エ 措置されているこども等への意見表明に係るアンケートの実施回数

(措置・委託)

5年度	6年度	計画期間の 目標
0回	30回	60回/年

(一時保護)

5年度	6年度	計画期間の 目標
0回	48回	48回/年

オ 意見表明等支援事業の実施報告を行う「子ども人権審査分科会」の実施回数

5年度	6年度	計画期間の 目標
1回	2回	2回/年

(8) 施設職員、里親、ファミリーホーム職員への権利擁護に関する研修実施

施設職員、里親、ファミリーホーム職員に対し、こどもの権利擁護の研修を市が主体となって開催します。また、意見表明等支援事業を通して、こどもの意見等に応じていくことの大切さを学ぶ機会とします。

ア 施設職員、里親、ファミリーホーム職員向け意見表明等支援の研修の

実施回数と受講者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0回 0人	3回 25人	37回/年 37人/年	里親・ ファミリーホーム 対象 30回 30人	施設対象 4回 28人	里親・ ファミリーホーム 対象 34回 34人	施設対象 4回 28人	里親・ ファミリーホーム 対象 37回 37人

(9) 施策検討の際の当事者等参画

新規

社会的養育の推進に向けた施策を検討するにあたり、当事者の声を反映させるため、社会的養育推進計画策定検討部会等への社会的養護の当事者および経験者の参画を検討します。

ア 社会的養育推進計画策定検討部会等への参画

5年度	6年度	計画期間の 目標
0人	0人	1人

Ⅱ-2 里親・ファミリーホームへの委託の推進

本市の里親等委託率は、令和5年度末において30.2%であり、全国平均の25.2%より高い水準にあります。国はさらに高い水準として、3歳未満および3歳以上就学前は75%、学齢期以降は50%という目標を示しています。本市としては現状を踏まえ、令和11年度までに50%の達成を目標として設定しますが、里親登録数の増加や稼働率の向上等を通じて国の目標値の実現を目指し、さらなる取り組みを進めていきます。

具体的には、児童相談所や施設が連携し、里親養育包括支援（フォスタリング）として、啓発活動の強化、質の向上を図るための研修、長期的な里親・ファミリーホームの支援を実施します。また、フォスタリング業務の一部委託も含めた新たな支援策の導入を検討し、里親・ファミリーホームへの支援体制をより強化していきます。

これらの取り組みにより、こども一人ひとりのニーズに応じた適切な養育の場を提供し、乳幼児期の愛着形成に重きを置きながら、里親委託の推進を図ります。また、既に施設に入所しているこどもの里親委託については、本人の意向を尊重し、慎重に進めるなど、多様なニーズに応える柔軟な支援体制を構築します。

また、家庭と同様の養育環境の一形態であるファミリーホームの設置を促進し、家庭的な養育環境を必要とするこどもたちへの支援を重点施策として取り組んでいきます。

主な取り組み ※ **新規** 令和7年度以降に新たに取り組む事業

(1) 里親登録数増加への取り組み

広報よこすか、ホームページ、市内商業施設等におけるパネル展示、SNS等、様々な媒体を活用した普及・啓発活動を行います。また、里親フォーラムや里親講座を開催し、里親から直接体験談を話してもらう機会を設け、参加者に里親制度をより身近に感じてもらい、里親登録に繋がるようにします。また、民間の視点から市民への効果的なアプローチが行えるよう、里親制度等普及促進・リクルート業務、里親研修・トレーニング業務を民間のフォスタリング機関へ委託していきます。

(2) 里親の育成方針の確立

里親登録後は、児童相談所の里親担当や里親支援専門相談員による里親へのヒアリングを適宜実施します。施設実習先については、里親と相談をしながら、個々の里親に適したより実践的な内容にしていきます。また、里親向けの研修会の開催や里親支援専門相談員、里親相談員によるサロンの開催等、養育スキル向上の機会を充実させていきます。

(3) 里親研修・里親訪問等の実施

外部講師による研修や経験豊富な里親の知見や経験を共有する場を設け、里親の養育力の向上、スキルアップに努めます。委託前後の里親の負担感を軽減するため、里親支援専門相談員と連携して、家庭訪問等を実施しタイムリーな支援を図っていきます。

ア 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、

受講者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1回 8人	1回 8人	1回/年 8人/回	1回 8人	1回 8人	1回 8人	1回 8人	1回 8人

(4) ショートステイ事業説明会等の実施（再掲）

ショートステイ事業に協力いただける里親・ファミリーホームを確保するため、里親・ファミリーホームに向けたショートステイ事業の説明を行います。

(5) 委託促進に向けたマッチング支援

委託候補のこどもと適切な委託が図られるよう里親の状況把握に努め、児童相談所内で共有していきます。マッチング期間中の費用に対する支援、交流中の里親宅の訪問、面接を行い、児童相談所内の専門職を活用し、委託後の支援に繋げていきます。

(6) 里親・ファミリーホーム支援体制の整備

児童相談所に里親支援担当を配置し、里親委託推進員や施設の里親支援専門相談員と連絡会を毎月開催するなど、個々の里親家庭にあった支援が行えるよう情報共有し連携を図ります。児童相談所の専門職（心理司、医師）が里親・ファミリーホームの支援を行う等、里親・ファミリーホームの全般的な支援を充実させていきます。

ア 里親支援担当の配置人数

5年度	6年度	計画期間の 目標
3人	3人	3人

(7) 里親との連携

里親サロン等、里親同士の相互の交流の場の提供を里親相談員と連携して実施します。里親相談員、里親会等をメンバーとした連絡会を定期的で開催します。里親体験談の機会の設置等、里親制度の普及、啓発活動についても、様々な経験を持った里親と連携して行っています。

(8) フォスタリング機関への業務委託による里親支援の拡充

新規

フォスタリング業務の一部（里親制度等の普及促進・リクルート業務、里親研修・トレーニング業務）を民間のフォスタリング機関へ委託していきます。民間のフォスタリング機関の強みを活かし、新たな研修等の支援を行うことで、里親への支援を充実させます。また、民間委託の効果を検証した上で、里親支援センターの設置を含めた機能のあり方を検討し、効果的な支援体制の実現を目指します。

ア 民間フォスタリング機関の設置数（民間への委託も含む）

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0か所	0か所	1か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(9) ファミリーホームの設置促進

ファミリーホーム新規開設希望者に対し、随時制度等の説明を行います。里親講座や里親フォーラムにてファミリーホーム事業の周知・啓発を行います。

(10) ボランティアファミリーの活用促進

ホームページの掲載や里親の普及・啓発活動の中でボランティアファミリーについて周知・啓発を行います。また、里親希望者の相談の際にも、里親制度の説明とあわせてボランティアファミリーについても説明します。

Ⅱ-3 パーマネンシー保障に向けた取り組みの推進

「家庭養育優先原則」の観点から、親子関係の再構築に向けた取り組みを積極的に進めます。

また、平成28年の児童福祉法の改正により、こどもが家庭で安定的・継続的に養育される権利の保障、いわゆるパーマネンシー保障の一つとして特別養子縁組が位置付けられました。本市では、この法改正に先駆け、平成27年度から民間あっせん団体との協働により、特別養子縁組を推進しています。具体的には、思いがけない妊娠があった場合の特別養子縁組の選択肢を含めた支援、養子縁組里親の積極的な周知、児童相談所における包括的なケースマネジメント体制の構築に取り組みます。

乳児院から児童養護施設や里親・ファミリーホームへの措置変更が行われる場合においても、こどもの継続的な育ちの場を保障するため、丁寧なケースワークを行います。これらの取り組みを通じて、特別養子縁組をはじめとしたパーマネンシー保障の実現を目指します。

主な取り組み

(1) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

パーマネンシー保障の観点から、全ての措置・委託をされているこどもにおけるヒアリングにおいて、長期間実親と交流のないこどもや特別養子縁組等の検討対象となるこどもを把握し、適切な支援ができる体制を早期に構築します。

(2) 「思いがけない妊娠」への対応

予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立およびDV等の様々な背景を抱え、妊娠・出産を周囲に相談できない方に相談窓口の周知をするため、「思いがけない妊娠相談カード」を作成し、商業施設や公共施設、学校等に配架します。相談を受けた場合、特別養子縁組も選択肢の一つであることを説明します。また、経済的な理由で受診できない方のため、妊娠検査、医療機関受診同行、医療機関での妊娠判定検査費用の全額補助を行います。

(3) 民間あっせん機関との協働

新生児期から養育し愛着関係の構築を図る特別養子縁組を進めていくには、民間あっせん機関の協力を得ることは重要です。こどもの最善の利益が守られるよう養親の選定から特別養子縁組の成立まで、民間あっせん機関と密に協働していきます。

(4) 養子縁組里親の周知

里親制度の普及・啓発とあわせて、養子縁組里親の制度等について周知を図ります。また、里親登録希望者の個別の相談時においても、養子縁組里親制度について丁寧に説明を行っていきます。

(5) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

里親・家族支援係が中心となり、全ての措置・委託をされているこどもにおけるヒアリングを実施する中で、長期間実親と交流のないこどもや特別養子縁組等の検討対象となるこどもを把握し、パーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に進めるようにしていきます。

ア こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、
早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を
防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の数および担当者数

5年度	6年度	計画期間の 目標
1係 6人	1係 6人	1係 6人

(6) 親子関係再構築に向けた取組

親子再構築支援の専門チームとして担当職員 2 人配置し、親子再構築プログラム等を実施します。家族毎のニーズに合わせた支援を継続し、支援の結果を振り返り、民間機関の実施するプログラムの必要性について検討します。

ア 家族支援担当の関与するケース数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
16件	19件	34件/年	22件	25件	28件	31件	34件

イ 親子再構築支援のチームや担当係の数および担当者数

5年度	6年度	計画期間の 目標
1係 2人	1係 2人	1係 2人

ウ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数および

受講者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2回 16人	2回 10人	2回/年 14人/年	2回 14人	2回 14人	2回 14人	2回 14人	2回 14人

エ 保護者支援プログラム等に関するライセンス取得に向けた研修の参加回数

および受講者数

5年度	6年度	計画期間の 目標
	0回 0人	2回 2人

※5年間の中で2人が受講予定

(7) 児童相談所長による特別養子縁組適格確認の審判申立ての積極的活用

特別養子縁組は、パーマネンシー保障の手段のひとつです。思いがけない妊娠や実親が行方不明等で実親による養育が望めない等の場合、児童相談所長による特別養子縁組適格確認の審判申立てについて積極的に検討します。また、特別養子縁組を念頭に置いたケースワークが行えるよう児童相談所職員に研修等を行います。

ア 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
8人	5人	7人/年	7人	7人	7人	7人	7人

イ 全ての措置・入所中のこどもの支援方針のヒアリング回数

5年度	6年度	計画期間の 目標
19回	19回	19回/年

ウ 児童相談所を通じた特別養子縁組の申請件数および成立件数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
申請：0件 成立：1件	申請：0件 成立：0件	申請：1件/年 成立：1件/年	申請：1件 成立：0件	申請：0件 成立：1件	申請：0件 成立：0件	申請：1件 成立：0件	申請：0件 成立：1件

エ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の申請件数および成立件数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
申請：0件 成立：1件	申請：0件 成立：0件	申請：1件/年 成立：1件/年	申請：0件 成立：0件	申請：1件 成立：0件	申請：0件 成立：1件	申請：0件 成立：0件	申請：1件 成立：0件

オ 「特別養子縁組推進に関する協定」を締結している団体が成立させている

特別養子縁組等件数および児童相談所案件の総数

5年度	6年度	計画期間の 目標
2件	0件	2件/年

(8) 施設措置変更時等の丁寧な説明とケースワーク

乳児院から児童養護施設や里親・ファミリーホームへの施設措置変更になる場合において、措置が必要な理由など、こどもが置かれている状況等をケースワークの中で丁寧に説明します。そのうえで、こどもの意見を聴取し、意向を尊重したマッチングを行います。また、こどもに合わせた慣らし期間を確保するとともに、措置変更後も支援の継続性を持たせた関わりを行います。

Ⅱ-4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換

施設では、社会的養護を必要とするこどもへの支援全般を継続し、こどもの個別ニーズに配慮しながら「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、小規模グループケアの推進や専門的ケアを提供するための人材育成と体制整備など、施設の高機能化とあわせ、小規模化・地域分散化を検討していきます。さらに、施設の高機能化・機能転換に向けた取り組みも、連携して進めていきます。

主な取り組み

(1) 施設の小規模かつ地域分散化の検討

より家庭に近い環境での養育を推進するため、小規模かつ地域分散化に向けて、措置するこども数や職員の人数が適正であるかの把握に努めます。また、施設と連携しながら現状と課題を共有し、実施に向けて検討していきます。

ア 小規模かつ地域分散化した施設数および入所するこども数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0か所 0人	0か所 0人	1か所 6人	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人	1か所 6人

(2) 施設の高機能化、多機能化・機能転換の検討

複雑なニーズを抱えるこどもに対応するため、複数の専門職を配置して施設の高機能化を図ります。同時に、地域のニーズに応じた多機能化・機能転換を進め、一時保護委託の受入体制整備、地域の要保護・要支援児童とその家族のニーズへの支援、里親支援の強化、地域の子育て家庭向け相談支援、ショートステイ事業の拡充などを通じて、地域の家支援の充実を図ります。また、一時保護専用施設や地域の家支援等の新たな機能も含めて、地域の実情や需要を踏まえながら、今後の体制の中での対応の可能性を検討していきます。

ア 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、

職業指導員等）の加配施設数、加配職員数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3か所 10人	3か所 11人	3か所 11人	3か所 11人	3か所 11人	3か所 11人	3か所 11人	3か所 11人

イ 養育機能強化のための事業（家族療法事業、施設入所児等社会（家庭）復帰

促進事業等）の実施施設数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

（3）里親啓発・支援の実施

里親啓発や里親向け研修等の里親養育包括支援(フォスタリング)業務を実施します。また、施設の里親支援専門相談員や里親相談員と連携をとりながら、より里親が必要とする研修会やサロンの開催等、里親への全般的な支援を充実させます。

（4）家庭支援専門相談員による相談援助の推進

施設に配置される家庭支援専門相談員により、入所中のこどもの早期家庭復帰のための保護者等への相談援助を行うとともに、地域の子育て支援の充実に向けて、子育て家庭を対象とした相談援助等の拡大を検討していきます。

(5) 一時的な養育支援（ショートステイ事業）（再掲）

保護者が病気や育児疲れ等により、一時的にこどもを育てることが困難となった場合に、施設またはショートステイファミリー（里親等）宅でこどもを短期間預かることにより、保護者の負担を軽減します。

ア 子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業を委託している施設の数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2	2	2	2	2	2	2	2

(6) 施設等職員の育成、人材確保

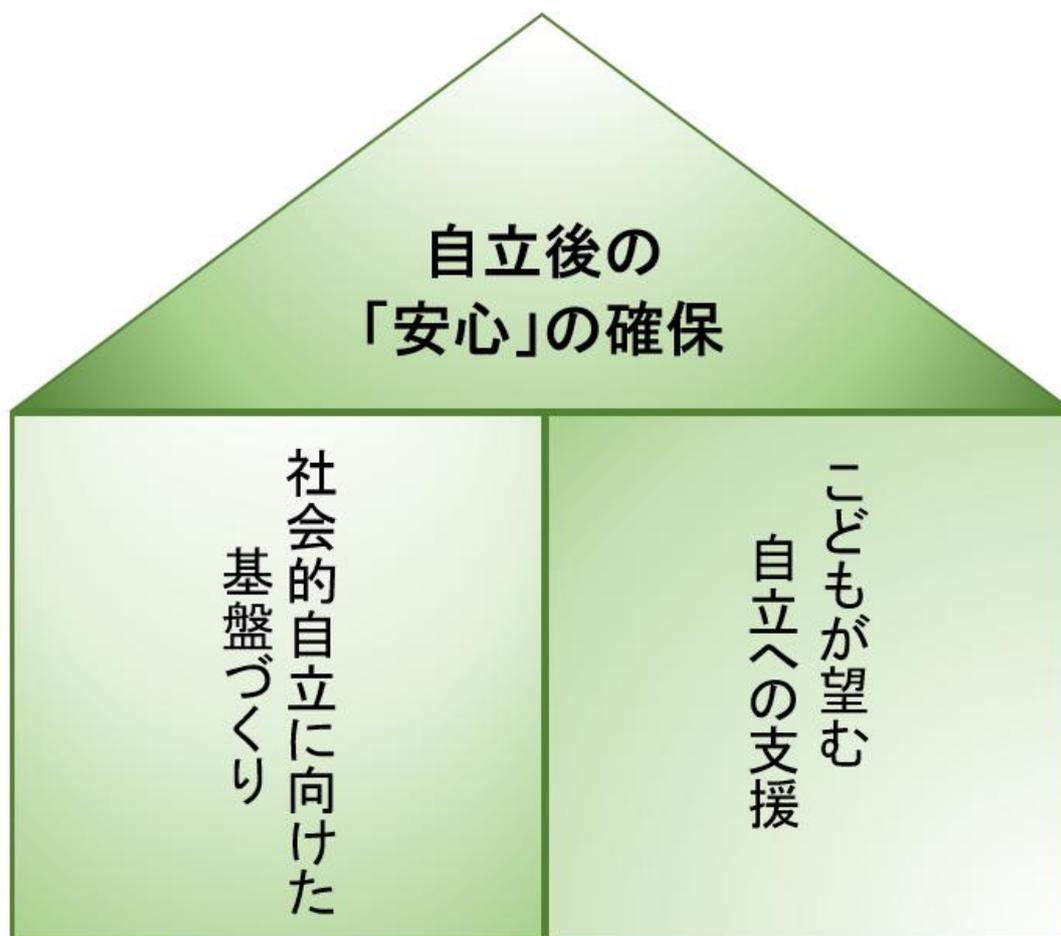
社会的養育の担い手となる施設等職員を対象とした基幹的職員研修等を実施して職員の資質を向上させるとともに、施設等内での職員フォロー体制を構築して離職を防ぎ、職員の定着を図ります。

取り組みの方向性Ⅲ 自立支援、アフター・ケア

社会的養護下で育った子どもたちにとって「自立」には、精神的・経済的に高いハードルが存在し、その道のりは困難が伴います。さらに自立生活を開始した後も、些細な問題によって生活基盤が崩れてしまうリスクが常に存在することから、子ども一人ひとりが望む自立の実現を目指し、自立を可能にする環境の整備と自立後の「安心」の確保が必要不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、長期的な視点から信頼できる他者に相談できる力を育成するとともに、安心して支援を受けられる体制を整え、子どもたちの自立をより確かなものとするため、総合的な支援を図っていきます。

《取り組みのイメージ図》



Ⅲ-1 こどもが望む自立への支援

進学や就職に関して、こどもたちの希望と現実のギャップが課題となっています。児童養護施設への職業指導員の配置、学習指導講師の派遣、塾・習い事費用の一部補助を通じて、こどもたちの適性に合った職業選択と進学の可能性を広げます。退所時の身元保証人となる施設長・里親等の負担軽減のため費用補助を実施するなど、施設および里親等退所後もこどもたち一人ひとりが望む進路を実現できるよう、継続的な支援を行います。

主な取り組み

(1) 学習指導講師の派遣

児童養護施設のこども一人ひとりの学びの機会を保障し、個別の関わりによるきめ細やかな支援を行うため、学習指導講師を派遣します。

(2) 学校外での活動の支援

自立に向けた選択肢の幅が広がり、地域社会でも他者との繋がりが持てるよう、学校外での塾や習い事にかかる費用の一部を補助します。

(3) 児童養護施設への職業指導員の配置

児童養護施設のこどもが個々の希望や適性に応じて職業選択ができるとともに、退所後も家庭訪問や転居の手続き、ハローワークへの同行支援等のアフターケアを受けられるようにするため、職業指導員を配置します。

(4) 「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用

社会的養護のこどもが、施設および里親等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者等が協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用します。

(5) 身元保証人の費用補助

施設長・里親等が、退所することの住まい等の身元保証人になる際の負担軽減を減らすため、その費用の補助をします。

Ⅲ－２ 社会的自立に向けた基盤づくり

施設および里親等から自立したこどもの生活状況や課題を把握した上で、就労・生活全般の相談支援を充実させ、退所前から退所後まで切れ目のないケアを提供します。また、社会的養護経験者等が相互に交流を行う場の創出を検討するなど、きめ細かな自立支援施策を推進します。社会的養護経験者等が安心して相談できる体制を整え、自立後の生活を継続的に支援していきます。

主な取り組み ※ **新規** 令和7年度以降に新たに取り組む事業

(1) 社会的養護経験者等の自立支援体制の拡充

施設および里親等での生活の中で、退所後のイメージや目標を持てるような関わりを念頭に置いた支援を行うとともに、退所後も、個々の現況について把握し、継続して支援を行っていきます。また、施設および里親等の自立支援の対象者や、自立援助ホーム入所者に加え、支援に繋がらなかった虐待経験者等に対する相談支援を拡充し、より包括的な自立支援体制とするため、「自立支援コーディネーター」から「社会的養護自立支援拠点事業」へ移行を図ります。

ア 実態把握を行う退所者数

(18歳～22歳の施設および里親等、自立援助ホームの退所者数)

5年度	6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
63人	52人	52人/年	49人	36人	18人	19人	52人

イ 自立支援コーディネーターが関わる措置・委託されているこども数（高校生年齢）

5年度	6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
8人	8人	8人/年	8人	8人	8人	8人	8人

ウ 自立支援コーディネーターが関わる退所者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2人	2人	10人/年	3人	4人	5人	7人	10人

エ 社会的養護自立支援協議会の設置に向けた会議数

5年度	6年度	計画期間の 目標
2回	2回	2回/年

オ 社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 自立援助ホームによる自立支援

自立援助ホームで、対人関係や金銭管理、就業への取り組み姿勢等の日常生活上の指導や就労支援を行うとともに、退所者に対する生活相談援助を行い、社会的自立を促進します。

(3) 「児童自立生活援助事業」実施の検討

新規

こどもの社会的な自立促進に向けて、児童養護施設や里親・ファミリーホームとも情報共有しながら現状と課題を把握し、自立援助ホームだけでなく、児童養護施設、里親・ファミリーホームでの事業の実施を検討します。

ア 児童自立生活援助事業の実施か所数、入居人数（I型：自立援助ホーム）

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1か所 4人	1か所 4人	1か所 6人	1か所 6人	1か所 6人	1か所 6人	1か所 6人	1か所 6人

イ 児童自立生活援助事業の実施か所数、入居人数（Ⅱ型：児童養護施設）

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0か所 0人	0か所 0人	1か所 5人	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人	1か所 5人

ウ 児童自立生活援助事業の実施か所数、入居人数（Ⅲ型：里親・ファミリーホーム）

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0か所	0か所	0か所 (必要時)	0か所 (必要時)	0か所 (必要時)	0か所 (必要時)	0か所 (必要時)	0か所 (必要時)

（４）青少年自立支援関係機関連絡会議の開催

社会的養護のこどもを含め、社会生活が困難である青少年に対する支援を効果的に実施するために「青少年自立支援関係機関連絡会議」を開催します。

取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実

Ⅳ－１ 児童相談所の機能強化

児童相談所は、児童虐待への対応を総合的に行う中核的専門機関として、こどもの安全確認から支援まで幅広く対応しています。近年の虐待相談受付件数の増加や重篤化を踏まえ、環境改善や業務量に応じた職員配置、専門性の向上に取り組んでいます。医療・法律の専門職による助言体制を強化し、複雑化する相談に対応しています。さらに、医療・教育・警察等の関係機関との連携を深め、虐待の未然防止と早期発見・対応に努めています。

今後も、利用者に寄り添った相談体制を整備し、虐待通告や子育ての悩みなど、様々な相談に迅速かつ丁寧に対応することで、こどもと家庭への支援の向上を図っていきます。

主な取り組み

(1) 児童相談所の体制強化に向けた人材確保および人材育成

児童福祉司等の適切な配置を継続するとともに、一時保護施設の設備・運営に関する基準に基づいて保育士・児童指導員を配置します。また、権利擁護、ケースマネジメントなど様々な研修等を通じて継続的な人材育成に取り組めます。これらの取り組みにより、ケアワークとソーシャルワークの連携を強化し、児童相談所の機能の充実を図ります。

ア こども家庭福祉行政に携わる児童福祉司任用後研修の受講者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
8人	5人	7人	7人	7人	7人	7人	7人

イ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0回 0人	1回 1人	2回/年 2人/回	2回 2人	2回 2人	2回 2人	2回 2人	2回 2人

(2) 学識経験者・実務経験者によるスーパーバイズ

学識経験者・実務経験者による専門的助言の体制強化を図り、児童相談所職員の人材育成に取り組むとともに、ソーシャルワークにおける効果的な対応を行います。

ア 児童福祉司スーパーバイザー（学識経験者・実務経験者）の配置数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 児童相談所職員の充実

児童福祉司および児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司の適切な配置を行い、ソーシャルワークとカウンセリングの充実を図ります。

ア 児童福祉司スーパーバイザーの配置数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人

(4) 国の基準を踏まえた設備、運営の基準制定

児童福祉法および児童相談所運営指針の内容を踏まえ、適切な児童相談所の運営を行います。第三者評価については、国の規定や動向を鑑みて実施の判断をしていきます。また、「一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（仮）」を制定し、より環境を整備した一時保護所の運営に努めます。

ア 児童福祉司、児童心理司の配置数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
福祉司 26人 心理司 13人							

イ 保健師の配置数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人

ウ 専門職採用者数（社会福祉士、臨床心理士、保健師）

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
8人	5人	2人/年	2人	2人	2人	2人	2人

エ 一時保護所における第三者評価の実施数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0回	0回	1回/3年	1回	0回	0回	1回	0回

(5) 弁護士の配置

法的対応体制強化のため、弁護士を配置します。こどもに関わる様々な法律の手続きや問題について、相談体制を確保し、児童相談所の適正な運用に努めます。

ア 弁護士の配置数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
非常勤 1人	非常勤 1人	非常勤 1人	非常勤 1人	非常勤 1人	非常勤 1人	非常勤 1人	非常勤 1人

(6) 精神科医師の配置

医学的な見地による保護者や職員への助言を行うため、精神科医師を配置し、児童相談所の機能強化を行います。

ア 精神科医の配置数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
非常勤 2人	非常勤 2人	非常勤 2人	非常勤 2人	非常勤 2人	非常勤 2人	非常勤 2人	非常勤 2人

IV-2 一時保護体制の充実

一時保護所（定員 25 人）では、「こどもの最善の利益」を守り、安心・安全な場としてシェルター機能を維持しながら、適切なアセスメントを行い、「一時保護ガイドライン」に基づいた支援を行います。

こどもの意見を表明するため、意見箱の設置を実施し、さらに第三者による意見聴取の制度を導入しました。職員の理解促進にも努め、こどもが自らの権利を理解し、意見が尊重される環境づくりを進めています。

また、関係機関との連携強化や里親、ファミリーホームへの一時保護委託の積極的活用などを通じて、多様な一時保護体制の整備を図っていきます。

主な取り組み

(1) 一時保護所のしおりの作成

こどものためのしおりを作成し、一時保護所内のルールや権利が侵害された時の解決方法等をこどもの年齢に応じて説明します。

(2) 意見表明等支援員（アドボケイト）の派遣（再掲）

一時保護所をはじめ施設、里親、ファミリーホームに措置・委託中のこどもに対し、こどもの立場にのみ立ち、こどものもつ意見を大人に届ける意見表明等支援員を派遣します。意見表明等支援員を活用することにより、届いていないこどもの意見を大人が受け取り、こどもの自身の生活や支援が変わるように取り組みます。希望する全てのこどもへの実施を目指します。

(3) 里親、ファミリーホームへの一時保護委託の積極的活用

一時保護所での生活では、通学・外出が難しい状況であることから、通学が必要なこどものために、一時保護委託が可能な里親、ファミリーホームの確保に努めます。

ア 一時保護が可能な里親、ファミリーホーム、施設、自立援助ホーム数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
里親 28 FH 3 施設 3 自立 1	里親 30 FH 3 施設 3 自立 1	里親 35 FH 5 施設 3 自立 1	里親 31 FH 4 施設 3 自立 1	里親 32 FH 4 施設 3 自立 1	里親 33 FH 4 施設 3 自立 1	里親 34 FH 5 施設 3 自立 1	里親 35 FH 5 施設 3 自立 1

イ 子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業を委託している里親数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
4	5	10	6	7	8	9	10

(4) 関係機関との連携

一人ひとりのこどもの状況に応じて適切な一時保護が行えるよう、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームをはじめ、警察や家庭裁判所等の関係機関との連携に努め、安全の確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制を整えます。

(5) 一時保護ガイドラインを踏まえた支援の実施

一時保護においてこどもの環境を整えるため、改正「一時保護ガイドライン」に基づき、こどもへの「一時保護所のしおり」、職員への「生活支援マニュアル」の見直しを進めるとともに、これらを踏まえた支援を実施します。

(6) 一時保護所における第三者評価の継続受審

自己評価に加え、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価を行うことで、一時保護所の質の確保・向上に努めます。

ア 一時保護所における第三者評価の実施数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0回	0回	1回/3年	1回	0回	0回	1回	0回

第4章 計画の進行管理等

1. 主な評価指標

	令和5年度	令和6年度	令和11年度
里親登録数	40組	44組	50組
ファミリーホーム設置数	3か所	3か所	5か所
里親等委託率 [*]	30.2%	31.9%	50.0%
里親養育包括支援 (フォスターリング)業務の委託	—	—	普及促進・研修等 業務の委託
特別養子縁組成立数(累計)	13件	13件	16件
意見表明等支援事業を 利用したこども数	0人	78人	108人
小規模かつ地域分散化した 施設数	0か所	0か所	1か所
児童自立支援生活援助事業を 委託する児童養護施設数	0か所	0か所	1か所
社会的養護自立支援拠点数	0か所	0か所	1か所

* 里親等委託率について、本市の現状を踏まえ50%を目標として設定しますが、国の示す目標値(3歳未満および3歳以上就学前は75%、学齢以降は50%)の達成を目指し、新たな里親登録数の増加や稼働率の向上等に取り組みます。

2. 進行管理

国が定めた評価指標に加え、市の実情に合わせた独自の評価指標を毎年度設定し、計画の進捗状況を管理します。

1. 横須賀市児童福祉審議会条例

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項の規定に基づく児童福祉に関する審議会、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する審議会並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援に関する審議会としての調査審議等を行うため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第3条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の調査期間とする。

（委員長等）

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を検討するため、次の各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 措置分科会
- (2) 子ども育成分科会
- (3) 子ども人権審査分科会
- (4) 児童虐待検証分科会
- (5) 事件・事故検証分科会
- (6) 子ども・子育て分科会

2 専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

3 審議会は、専門分科会の決議（重要又は異例な事項を除く。）をもって審議会の決議とする。

(専門分科会会長等)

第8条 専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。

2 専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。

3 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

2. 社会的養育推進計画策定検討部会細則

（目的）

第1条 「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭的養育優先」という理念が明記された平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、平成29年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」に沿った方向性の実現に向け、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示された。この策定要領に基づき、令和2年2月に策定した「横須賀市社会的養育推進計画」の見直しをはかるため、横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会（以下「分科会」）という。）に社会的養育推進計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討部会は、分科会長が指名する児童福祉審議会委員及び臨時委員7名以内をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第3条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、検討部会の委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する部会の委員をもって充てる。
- 3 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 検討部会の会議は部会長が招集する。

- 2 検討部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（傍聴）

第5条 検討部会の傍聴については、横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領の規定を準用する。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、こども家庭支援センターこども家庭支援課において行う。

（その他）

第7条 この細則に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会の同意を得て部会長が定める。

3. 社会的養育推進計画策定検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	団体・組織等
1	岸川 洋治	社会福祉法人横須賀基督教社会館理事長
2	◎ 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部現代社会学科教授
3	谷 英明	横須賀市里親会会長
4	仲嶋 久義	しらかばベビーホーム施設長
5	原田 修二	春光学園施設長
6	○ 村田 陽子	弁護士
7	吉田 尚子	横須賀市民生委員児童委員協議会主任児童委員

◎は部会長、○は副部会長

4. 社会的養育推進計画策定経過

【令和5年度】

年 月 日		内 容
令和5年	6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■市長が児童福祉審議会に計画の策定を諮問 計画の検討を児童福祉審議会子ども・子育て分科会に付託
		第34回子ども・子育て分科会において、社会的養育推進計画策定検討部会の設置を決定
	8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回社会的養育推進計画策定検討部会 ・部会長、副部会長の選出 ・次期計画概要（計画の位置付け、基本的な考え方等）の確認
令和6年	1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回社会的養育推進計画策定検討部会 ・アンケート調査票の検討 ・次期計画の骨子の検討 ・母子保健、里親推進の現状の取り組み等の報告

【令和6年度】

年 月 日		内 容
令和6年	4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回社会的養育推進計画策定検討部会 ・児童、児童養護施設職員および里親等からの意見聴取方法の検討 ・アンケート中間報告（速報値）
	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回社会的養育推進計画策定検討部会 ・次期計画概要（主な取り組み、数値目標等）の確認 ・アンケート結果報告 ・児童養護施設職員および里親等からの意見聴取の報告
	7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回社会的養育推進計画策定検討部会 ・次期計画案の検討
	8月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回社会的養育推進計画策定検討部会 ・パブリック・コメント案の決定
令和7年	1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回社会的養育推進計画策定検討部会 ・パブリック・コメント結果の確認 ・答申案の決定
	1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉審議会が市長に計画を答申

5. パブリック・コメント手続の結果概要

(1) 意見募集期間

令和6年11月11日（月）から令和6年12月2日（月）まで

(2) 意見の提出者数と意見件数

意見募集に対し、1人から5件の意見の提出がありました。

① 提出方法別の意見提出者数

提出方法	人数
直接提出	0人
郵送	0人
ファクス	0人
E-mail	1人
合 計	1人

② 素案への意見件数

項 目	件数
第1章 計画の概要	0件
第2章 社会的養育を取り巻く環境	0件
第3章 社会的養育推進に関する方向性と取り組み	5件
第4章 計画の進行管理等	0件
合 計	5件

6. 用語集

(1) 全般

	用語	説明
あ 行	アドボケイト	こどもの立場に立って、こどもが自らの考えを整理することを支援し、聴き取り等によってこどもの意見または意向を把握して、関係機関等に対するこどもの意見表明を支援したり、こどもの意見を代弁する支援者（意見表明等支援員）。
	意見表明等支援事業	こどもの福祉に関する知識または経験を有する者（意見表明等支援員、アドボケイト）が一時保護所や児童養護施設、里親宅等、社会的養護下で生活するこどもの意見を聴き取り、希望に応じてこどもの意見を関係機関等に表明する支援を行う。こどもの意見表明権を保障することを目的とする事業。
	親子関係再構築 （親子関係再構築支援事業）	こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと。令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、親子再統合支援事業が創設された。
か 行	家族療法事業	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設において、対象のこども等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行う事業。
	家庭支援専門相談員 （ファミリーソーシャルワーカー）	虐待等の家庭環境上の理由により入所しているこどもの保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等によりこどもの早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行う。
	家庭養育優先原則	平成28年の児童福祉法改正で明文化された原則。こどもが家庭において養育されることを原則とし、その上で、こどもを「家庭」において養育することが困難であり、または適当でない場合は、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、こどもを家庭および当該養育環境において養育することが適当でない場合は、こどもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。

	<p>かながわ子ども家庭110番 相談LINE (児童虐待防止SNS相談 事業)</p>	<p>神奈川県、横浜市、川崎市、および相模原市との合同で実施している、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用した児童虐待防止のための相談窓口。 児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、こどもの養育に関する様々な悩みや問題について、社会福祉士や臨床心理士などの有資格者、または児童福祉司や児童心理司など実務経験のある専門相談員と一緒に考え、答えている。</p>
	<p>グループホーム</p>	<p>家庭的養育を行う施設形態。 具体的には地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す。</p>
	<p>子育て支援ヘルパー派遣 事業</p>	<p>妊婦や産婦、出生した乳児のいる、家事の支援等を必要とする家庭に、家事や保育経験のある子育て支援ヘルパーを派遣し、安心して日常生活を営むことができるよう援助する。 また、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。</p>
	<p>子育てホットライン</p>	<p>子育てに関する悩みの相談について、休日夜間を問わず(24時間・365日)、いつでも相談できる電話。夜間、休日等の電話相談員(会計年度職員)は保健師、看護師、保育士、幼稚園教諭のいずれかの資格を持つ、または、行政機関における18歳までのこどもに関する子育て相談の経験がある者。平日の開庁時間帯は、こども家庭支援課の職員が対応している。</p>
	<p>こども家庭センター</p>	<p>令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、横須賀市においても令和6年度から設置された。</p>
	<p>子どもの権利ノート</p>	<p>こどもの権利について、こどもが理解できるよう平易な文章で説明した冊子。一時保護施設や児童養護施設等に入所、または里親に委託となった際にこどもに対して配付、説明する。</p>
さ 行	<p>里親支援センター</p>	<p>里親支援事業を行うほか、里親およびファミリーホームに従事する者、その養育されるこども並びに里親になろうとする</p>

		者について、相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設。業務内容として、里親制度等普及促進・リクルート業務、里親等研修・トレーニング業務、里親等委託推進業務、里親等養育支援業務、里親等委託児童自立支援業務がある。
	里親支援専門相談員 (里親支援ソーシャルワーカー)	児童養護施設および乳児院において、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(1)所属施設に入所しているこどもの里親委託の推進、(2)退所したこども等のアフターケアとしての里親支援、(3)所属施設から退所したこども以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進および里親支援の充実を図る職員。
	里親相談員	里親制度の活用および普及啓発を図るため、(1)里親からの各種相談に応じること (2)こどもを養育している里親を随時訪問し、養育の指導、助言等を行うこと (3)こどもの養育を委託していない里親を随時訪問し、こどもの養育の委託状況等を情報提供すること (4)町内会、自治会その他地域団体と積極的に交流し、里親制度の普及および啓発を行うことにより、新たに里親となる者を増やすこと、などの職務を市長から委嘱された里親。
	里親養育包括支援 (フォスタリング)	里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援。
	サポートプラン (はぐくみサポートプラン/ よこすか親子サポート プラン)	サポートプランは、継続支援が必要な妊産婦・こどもおよびその家庭に対し、支援対象者と支援者が、課題を共有し、解決に向け、共に作成する支援計画である。支援対象者の意向、解決すべき課題、支援の種類および内容を記載する。はぐくみサポートプランは、主に、妊産婦・乳幼児を対象とし、保健師等が母子健康手帳交付時、乳幼児健診等の場面で手交するもの。 よこすか親子サポートプランは、こども家庭支援課で支援をしているこどもと家庭に対し、面接や家庭訪問などの支援時に個別支援の内容を記入し手交するもの。

	施設入所児等社会（家庭） 復帰促進事業	施設を退所し、社会復帰したこども等を施設に招き、入所しているこども等との交流活動を行うこと等により入所しているこども等の社会復帰への自立意欲の向上を図るほか、入所しているこども等の保護者を施設に招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行うことにより、早期家庭復帰を図る。また、施設を退所したこども等のうち、生活面や就労面の不安などにより一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する事業。
	児童家庭支援センター	平成9年の児童福祉法改正で制度化され、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けたこどもおよびその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。
	児童自立生活援助事業	こどもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託または児童養護施設等への入所措置が解除されたこども等、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者および一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業。 児童自立生活援助の実施については、原則、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型のいずれかに該当する場所とする。 Ⅰ型：自立援助ホーム Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設 または児童自立支援施設 Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）または里親（親族里親を除く。）の居宅
	社会的養育	社会が保護者（家庭）とともに、家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこどもの、胎児期から自立までの養育すべてについて責任を持ち、支援すること。
	社会的養護	こどもの成長発達のために、行政機関がサービスの開始と終了に関与し、こどもに確実に支援を届けるサービス形態。また、様々な事情により実親とこどもを分離した後の代替

		養育を公的に保障し、サービスを提供する場合は、措置・契約問わず社会的養護に含む。（自立援助ホーム、保護者との契約で入所している障害児施設、ショートステイも含める。）
	社会的養護自立支援拠点事業	措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を提供する。また、必要な情報の提供、相談および助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行い、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする事業。
	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。
	子育て短期入所生活援助事業（子育て短期支援事業／ショートステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもを児童養護施設等またはショートステイファミリー（里親宅）に入所させ、一定期間こどもを預かる事業。
	自立支援コーディネーター	施設等に入所中のこどもや施設等経験者に対し、自立後の進路や必要な支援等に関する情報の提供をはじめとした自立支援のサポートやアフターケアを行う専門職。
た 行	第三者評価	社会的養護の施設については、「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」に基づき、その運営の質の向上を図るため、第三者評価および自己評価の実施とそれらの結果の公表が義務づけられている。
	代替養育	社会的養護のうち、保護者と分離し、施設や里親による養育を行うこと。
な 行	妊産婦等生活援助事業	令和4年の改正児童福祉法において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等（特定妊婦等）に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的として、都道府県等の事業として位置づけられ、令和6年度より施行することとなった。

は 行	パーマネンシー保障	永続的な人間関係や生活の場を保障するという意味。 代替養育が一時的な解決とされるのに対し、養子縁組・特別養子縁組を永続的解決（パーマネンシー保障）となるものとされている。
	フォスタリング	こどもにとって質の高い里親委託がなされるための里親のリクルート・登録からこどもの委託・措置解除に至るまでの過程、委託後の里親養育の一連の包括的業務をフォスタリング業務と呼ぶ。
	ボランティアファミリー	児童養護施設のこどもたちを家庭に迎え入れ、家庭生活を体験させる制度。週末や祝祭日・夏休みなど学校が休みの期間に1泊2日、2泊3日などの期間で実施する。
ま 行	未就園児等全戸訪問事業	乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていないこどもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める事業。
	メンタル・フレンド	援助を必要とするこどもまたはその保護者の申請によりメンタル・フレンド（社会福祉学、教育学、社会学、心理学その他これらに類するものの専門課程に在籍する者等、登録を受けた者）を家庭等に派遣し、必要な助言および指導を行い、日常における自主性および社会性の伸長を援助することを目的とした事業。
や 行	横須賀市こども家庭地域 対策ネットワーク会議	児童福祉法第25条の2第1項に基づく要保護児童対策地域協議会（名称は横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議、略称「要対協」）。 関係機関が問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、適切な連携の下で対応していくことを目的に、支援のために必要な情報交換や支援内容について協議する。

(2) 社会的養護の施設等

用語	説明
児童養護施設	保護者のないこども、保護者に監護させることが適当でないこども等、環境上養護を要するこどもを入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
乳児院	様々な事情により家庭での養育が困難である乳児を入所させて養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。原則として1歳児未満の乳児を主に養育するが、必要がある場合には小学校以前の幼児も養育することができる。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となったこどもを、短期間、入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
児童自立支援施設	犯罪等の非行をした、またはするおそれのあるこどもや家庭環境等から生活指導を要するこどもを入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する施設。多くは児童相談所の措置によるものであるが、家庭裁判所での審判の結果、保護処分として送致される場合もある。
自立援助ホーム	児童自立生活援助事業（I型）。義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職するこども等に対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談、日常生活上の援助および生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより社会的自立の促進に寄与することを目的とする。
ファミリーホーム	小規模住居型児童養育事業。保護者のいないこどもまたは保護者に監護させることが適当でないこどもに対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、家庭における養育環境と同様の養育環境においてこどもの養育を行う。1ホーム

	<p>の児童定員は5～6名。平成29年4月1日適用の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、養育者は養育里親または専門里親に登録されていることが望ましいと明記された。</p>
障害児入所施設	<p>入所する障害児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作および独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設。</p>

(3) 里親種別

用語	説明
養育里親	様々な事情により家庭での養育が困難であるこどもを一定期間養育する里親。実親の元で暮らすことができるようになるまでの短期間や、成人になるまでの長期間等、ニーズに応じた多様な委託を担っている。
専門里親	虐待されたこどもや非行等の問題を有するこども、身体障害児や知的障害児等一定の専門的ケアを必要とするこどもを養育する里親。難しい養育を担うため、養育里親の経験が3年以上であること、専門的な研修を受けること等の条件がある。
養子縁組里親	保護者のないこどもや家庭での養育が困難で、実親が親権を放棄する意思が明確な場合の養子縁組を前提とした里親。こどもが15歳未満の場合は特別養子縁組制度のもと、裁判所の審判により、実子扱いでの入籍が可能になる。
親族里親	こどもの両親やそのこどもを監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより養育ができない場合に、扶養義務者である親族に委託し、養育をする里親。

横須賀市社会的養育推進計画

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

横須賀市民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課

電 話 046-827-7744 FAX 046-828-4556

E-mail ya-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp